令和８年（2026年）９月10日（木曜日）

第　２　号

令和８年第３回北海道議会定例会会議録

第　２　号

令和８年（2026年）９月10日（木曜日）

議事日程　第２号

９月10日午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第28号及び報告第１号ないし第６号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

出　席　議　員（96人）

議　　長	100番	伊　藤　条　一　君
副 議 長	82番	梶　谷　大　志　君
	１番	山　崎　真由美　君
	２番	岡　田　　遼　君
	３番	小　林　千代美　君
	４番	清　水　敬　弘　君
	５番	板　谷　よしひさ　君
	６番	伊　東　尚　悟　君
	７番	今　津　寛　史　君
	８番	木　下　雅　之　君
	９番	黒　田　栄　継　君
	10番	小　林　雄　志　君
	11番	髙　田　真　次　君
	12番	武　市　尚　子　君
	13番	千　葉　真　裕　君
	15番	鶴　羽　芳代子　君
	16番	戸　田　安　彦　君
	17番	早　坂　貴　敏　君
	18番	藤　井　辰　吉　君
	19番	前　田　一　男　君
	20番	水　間　健　太　君
	21番	鈴　木　仁　志　君
	22番	田　中　勝　一　君
	23番	石　川　さわ子　君
	24番	海　野　真　樹　君
	25番	丸　山　はるみ　君
	26番	中　村　　守　君
	27番	寺　島　信　寿　君
	28番	水　口　典　一　君
	29番	川　澄　宗之介　君
	30番	木　葉　　淳　君
	31番	小　泉　真　志　君
	32番	鈴　木　一　磨　君
	33番	武　田　浩　光　君
	34番	渕　上　綾　子　君
	35番	宮　崎　アカネ　君
	36番	山　根　まさひろ　君
	37番	和　田　敬　太　君
	38番	植　村　真　美　君
	39番	佐々木　大　介　君
	40番	滝　口　直　人　君
	41番	林　　祐　作　君
	42番	檜　垣　尚　子　君
	43番	宮　下　准　一　君
	44番	村　田　光　成　君
	45番	渡　邊　靖　司　君
	46番	浅　野　貴　博　君
	47番	安　住　太　伸　君
	48番	内　田　尊　之　君
	49番	大　越　農　子　君

50番　太田憲之君
51番　桐木茂雄君
52番　久保秋雄太君
53番　佐藤禎洋君
55番　千葉英也君
56番　道見泰憲君
57番　船橋賢二君
58番　丸岩浩二君
59番　中野秀敏君
60番　池端英昭君
61番　菅原和忠君
62番　中川浩利君
63番　畠山みのり君
64番　沖田清志君
65番　笹田浩君
66番　白川祥二君
67番　新沼透君
68番　阿知良寛美君
69番　田中英樹君
70番　中野渡志穂君
72番　真下紀子君
73番　荒当聖吾君
74番　森成之君
75番　赤根広介君
76番　佐藤伸弥君
77番　池本柳次君
78番　滝口信喜君
79番　松山丈史君
80番　市橋修治君
81番　稲村久男君
84番　広田まゆみ君
85番　高橋亨君
86番　平出陽子君
87番　花崎勝君
88番　三好雅君
89番　村木中君
90番　吉田祐樹君
91番　田中芳憲君
92番　冨原亮君
93番　松浦宗信君
94番　中司哲雄君
95番　藤沢澄雄君
96番　村田憲俊君
97番　吉田正人君
98番　喜多龍一君
99番　髙橋文明君

欠員（４人）
14番
54番
71番
83番

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
公営企業管理者	谷内浩史君
病院事業管理者	井上聡巳君
総務部長 兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部職員監	飯田滋君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総務部 イノベーション推進監	笠井敦史君
総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君

総合政策部グローバル戦略推進監	大矢邦博君
総合政策部交通企画監	斎藤由彦君
環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部アイヌ政策監	髙見里佳君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部子ども応援社会推進監	鈴木義和君
経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部食産業振興監	上原和信君
経済部ゼロカーボン推進監	中富大輔君
経済部次世代社会戦略監	青山大介君
農政部長	鈴木賢一君
農政部食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部森と海の未来づくり推進監	近藤将基君
建設部長	関　俊一君
建設部建築企画監	飯沼善範君
会計管理者兼出納局長	清水目　剛君
企業局長	所　健一郎君
道立病院部長	東　幸彦君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君

教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君
選挙管理委員会事務局長	藤原和道君
人事委員会事務局長	田中　仁君
警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
生活安全部長	親谷光博君
総務部参事官兼総務課長	下里敬輔君
労働委員会事務局長	佐藤秀行君
監査委員事務局長	岡本收司君
収用委員会事務局長	奥　厚一君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋　究君
議事課長補佐	阿部厚次君
議事係長	古賀勝明君
議事課主任	成田将幸君
同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．本日の会議録署名議員は、

吉　田　祐　樹　議員
田　中　芳　憲　議員
冨　原　　亮　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第28号及び報告第１号ないし第６号（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第28号及び報告第１号ないし第６号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐藤禎洋君。

○53番佐藤禎洋君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、清水(拓)議員の御逝去の報に接し、改めて哀悼の意を表しますとともに、その遺志をしっかりと引き継ぎ、自民党・道民会議を代表して、道政上の諸課題などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、副首都構想についてであります。

本年７月31日に公布された、いわゆる副首都法では、大規模災害により、東京圏で首都中枢機能の維持が困難となった場合、その全部または大部分を一定期間代替するとともに、多極分散型経済圏の中核となる道府県を副首都に指定することとされました。指定要件となる国の行政機構の立地状況、人口、経済の集積状況、必要な地方行政体制などは、今後、政令で具体化されることとなっています。

また、指定後は、国の機関の拠点や交通施設の整備、規制緩和、民間投資を促す税制上の措置などが講じられることとされておりますが、具体的な施策や事業規模、国と地方の負担の在り方は、現時点では明らかになっておりません。

こうした中、８月、道と札幌市は、それぞれ副首都に関する推進体制を整え、北海道、札幌市を含む複数の地域が副首都の対象となるよう、政令等を検討することをはじめ、国の出先機関等の機能強化や拠点整備などを国に要望いたしました。

また、道は、大阪府との間で、首都中枢機能の代替や多極分散型経済圏の形成に向けた、連携・協力に関する協定を締結するなど、指定を見据えた取組を本格化させています。

もとより、指定を受けること自体が目的ではなく、首都機能の代替を通じて我が国の強靱化に貢献するとともに、札幌圏の機能強化にとどまらず、投資を呼び込み、産業、雇用の創出など、その効果を道内各地域に波及させ、北海道全体の成長につなげることが重要であります。

知事は、副首都の指定によって、本道がどのような役割を果たし、どのような効果を期待して

いるのか、また、それを本道の発展にどう結びつけていく考えなのか、所見を伺います。

次に、統合型リゾートに関し、まず、統合型リゾートに対する知事の考え方についてであります。

昨年の第３回定例会における我が会派の代表質問に対し、知事から、令和元年度に策定した統合型リゾートに関する基本的な考え方を改訂するとの答弁が示されて以来、１年が経過いたしました。

この間、道では、統合型リゾートに関する有識者懇談会を設置し、ＩＲのメリット、デメリットの両面から検討を進め、その内容が議会にも報告され、議論が重ねられてきたものと承知をしております。

先日の委員会において、道から、基本的な考え方改訂・成案が報告されましたが、今年１月以降の有識者懇談会における委員の意見、さきに実施された市町村意向調査や、ＩＲ関係事業者に対するアンケートなどによる意見、さらには議会での議論を踏まえ、ＩＲ制度の詳細に加え、道が目指すＩＲの姿なども示されているものと考えます。

これまでの議会での議論や基本的な考え方改訂・成案を踏まえ、ＩＲに対する知事の考え方を改めてお伺いします。

次に、今後の対応についてであります。

知事は、令和元年11月の第４回定例会において、来るべきときには挑戦できるよう所要の準備をしっかりと進めてまいると答弁されておりますが、今回示された基本的な考え方では、ＩＲの候補地については示されておらず、立地条件が示されていますが、ＩＲをどこに整備するか明らかにすることは、経済波及効果の算定やＩＲそのものの事業性を検討する上で非常に重要であると考えます。

一方、基本的な考え方では、今後、候補地の特定や基本構想の策定といった法定外の手続のほか、実施方針の策定、事業者の決定、区域整備計画の策定といった法定プロセスが想定されるとしています。

現段階では、道のＩＲに対する基本的な考え方が取りまとめられたにすぎないことから、知事は、今後、ＩＲ誘致に向けてどのように対応していく考えなのか、所見を伺います。

次に、防災対策についてであります。

最大震度７を観測した熊本地震から１月余りが経過しました。この地震では、地域の防災拠点とされていた商業施設も被災し、避難者の受入れや物資供給の機能が失われるなど、災害時に地域を支えるはずの拠点そのものが機能しなくなるリスクが明らかになりました。

また、８月、千葉県では、記録的な豪雨により、排水能力を超える雨による内水氾濫が発生し、道路や鉄道など交通網にも大きな影響が生じたほか、冠水した道路で車内に閉じ込められ、命を落とすケースも発生しました。

その後も各地で記録的な大雨による河川氾濫や浸水被害が相次いでおり、豪雨災害の備えへの重要性は一層高まっています。こうした災害は、態様こそ異なりますが、いずれも、災害時に重

要な役割を担う防災拠点や道路、ライフラインの機能が損なわれることに加え、急激に状況が変化する中で、ハザードマップなどで示された災害リスクを住民に的確に伝え、迅速かつ安全な避難行動にいかにつなげるかという課題も改めて浮き彫りとなっています。

大規模災害に備えるには、指定避難所や物資供給拠点、民間事業者との災害時協定が実際に機能するのか、また、それらが機能しない場合の代替手段が確保されているのかなど、平時から実効性を点検しておくことが重要であります。

今回の熊本地震や、各地で相次ぐ豪雨災害から得られる教訓をどのように本道の対策に反映し、地震、津波に加え、大雨や洪水など、様々な災害に対する防災・減災対策の実効性を高めていく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、北方領土問題についてであります。

本年８月13日、ロシアのプーチン大統領が択捉島を訪問いたしました。政府は、駐日ロシア大使を外務省に招致し、強く抗議するとともに、今回の訪問は、北方領土に関する我が国の一貫した立場と相入れず、日本国民の感情を傷つけるものであり、断じて許容できないものとの立場を示しております。

一方、北方墓参をはじめとする四島交流等事業は、2019年を最後に中断が続き、元島民の方々は、ふるさとの島を訪れることも、先祖の墓前で手を合わせることもかなわない状況に置かれております。元島民の高齢化が進み、北方領土問題の解決に一刻の猶予も許されない中、プーチン大統領自らが訪れたことは、元島民の切実な思いを踏みにじるものであり、到底看過できません。

知事は、これまで、北方領土を行政区域の一部とする北海道知事として、一日も早い返還実現に向けて取り組む考えを示してきました。

知事は今回の訪問をどのように受け止めているのか、また、政府には毅然とした態度で外交交渉に臨むことが求められますが、道として、国に対して何を求め、返還実現に向けて今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをします。

次に、交通政策に関し、ＪＲ北海道の維持困難線区への対応についてであります。

ＪＲ北海道は、本年４月、黄線区を維持する仕組みの構築に向けた当社の考えを公表し、地域との協議を開始したいとの考えを示しましたが、それから半年近くが経過しようとしているにもかかわらず、いまだ協議が開始されていない状況にあります。

道では、この間、協議に臨む前の沿線首長等との意見交換などにより、地域の声の把握に努めてきていると承知をしておりますが、沿線首長等からは、そもそも沿線自治体だけで対応できる問題ではないといった意見が少なくないと認識しております。

この黄色線区の問題は、国から監督命令を受けたＪＲが協議入りに向けた環境づくりに取り組むべきものと考えますが、道としての役割も重要であります。

知事は、いまだ地域との協議が開始できていない現状をどのように受け止めているのか、また、道は、把握した地域の様々な声をどう受け止め、抜本的な改善方策の取りまとめに向けてど

のような役割を果たしていく考えなのか、お伺いをします。

次に、地域交通の確保についてであります。

本道の地域交通は、人口減少や少子・高齢化、交通事業者における担い手不足の深刻化などを背景に、既存の枠組みにとらわれず、デマンド交通などの多様な交通モードを地域の実情に応じて組み合わせ、持続可能で利便性の高い交通ネットワークを構築していくことが求められております。

そのためには、市町村や交通事業者などが、移動実態や利用ニーズを的確に把握した上で、地域の課題を特定しながら最適な交通体系を検討できるよう、様々なデータの活用に向けた環境整備を進めることが重要であります。

また、交通空白の解消に向けては、改正地域交通法が成立し、交通事業者のみならず、幅広い分野の関係者との連携を図りながら、地域の輸送資源を最大限利用し、住民の移動手段を確保することとされております。

こうした中、道内各地域では、既に地域公共交通利便増進実施計画の策定など、最適な地域交通の確保に向けた取組が進められておりますが、地域ごとに異なる課題やニーズに柔軟に対応するためには、従来の支援制度にとどまらない新たな支援の仕組みを構築し、地域交通の最適化や利便性向上を促進していく必要があると考えます。

道では、モビリティーデータ基盤の整備や新たな地域交通の支援制度の検討などを進めておりますが、将来にわたり、道民がどの地域においても安心して暮らし続けることができる持続可能な地域交通をどのように確保していく考えなのか、知事の所見をお伺いします。

次に、エゾシカ対策についてであります。

本道のエゾシカの推定生息数は、平成22年度から５年の緊急対策期間の取組により一時減少したものの、令和元年度から再び増加傾向に転じ、令和４年度には約72万頭へ増加し、農林業被害をはじめ、道民生活への影響は広範囲に及んでおります。

道は、令和４年３月に策定した第６期エゾシカ管理計画に基づき、捕獲の強化、個体数把握、被害防止対策、人材育成などを進めてきましたけれども、農林業被害や交通事故の減少には十分に結びついておりません。

また、地域によって、捕獲人材の不足や捕獲体制の整備が課題となっています。捕獲したエゾシカのうち、食肉処理施設における処理数も３割ほどにとどまっており、捕獲頭数の増加と有効活用の拡大が十分に連動しておらず、利活用のさらなる裾野拡大への取組が必要となっています。

道は、生息数や農林業被害の増加を受け、エゾシカ対策推進条例に基づき、令和６年１月から３年間の緊急対策期間を設定し、集中的な捕獲や被害防止対策を強化し、昨年度は速報で捕獲数が約18万頭となったものの、令和７年の交通事故発生件数は6705件、また、令和７年度の列車運行支障が4810件と、いずれも過去最多となっており、今後も、捕獲体制の強化を進め、被害の軽減につながる個体数の減少を実現することが必要と考えます。

道は、12月末で期限を迎える緊急対策期間満了後の対応についてどのように考えているのか伺うとともに、今年度で期限を迎えるエゾシカ管理計画について、どのように検証し、次期計画を策定していくのか、併せて知事の見解をお伺いします。

次に、環境影響評価についてであります。

2012年の固定価格買取り制度、いわゆるＦＩＴ制度が開始されて以来、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した中、地域においては、自然環境や景観などに懸念のある事例も生じているところであります。

国では、昨年、関係省庁の連携の下、太陽光発電に関する法令の総点検を実施し、環境省と経済産業省においては、不適切事案に対する法的規制の強化等の一環として環境影響評価の対象の見直しを進め、本年７月、必ず環境影響評価を実施する第１種事業の対象規模について、出力を４万キロワット以上から２万キロワット以上に引き下げるなど、対応の強化を図ったところであります。

北海道の持つポテンシャルを最大限に引き出し、環境と経済を両立させた成長戦略を進めるためには、脱炭素電源である再生可能エネルギーの最大限の活用が重要である一方、その導入に当たっては、地域との共生や環境への配慮は大前提と考えます。

道として、今回の国の対象規模見直しをどう認識しているのか、また、法に準じて規模要件を定めている環境影響評価条例についても検討が必要と考えますが、併せて知事の見解をお伺いします。

次に、スポーツの振興についてであります。

今年２月から３月にイタリアで開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックでは、道内ゆかりの選手も含め、日本人選手が活躍し、道民はもとより、国民に感動を与えていただきました。

現在、国内では、札幌冬季オリパラの招致活動は中止しているところでありますが、招致活動の有無にかかわらず、世界の舞台で活躍できる選手を育成していくことは大変重要であり、各地域において、競技人口の拡大、競技力の向上を図っていくことが必要であります。

その一翼を担う国民スポーツ大会は、全国で持ち回りによって開催されており、冬季大会については、開催できる地域が限られていることから、道内では定期的に開催され、前回大会は、スキーが平成31年、スケート、アイスホッケーが令和６年に開催されたところであります。

昨日、冬季の競技団体から道に対して、開催地が未定となっている令和12年の道内開催について要望があり、また、そうした大会の受皿となる自治体も多くあります。

次の道内開催を検討する時期となっていると考えますが、道は、国スポ冬季大会の次期道内大会についてどのように考えているのか、知事にお伺いします。

次に、新たな地域医療構想についてであります。

我が国においては、今後、人口構造や疾病構造の変化に伴い、医療の需要が量的、質的に大きく変化し、特に、団塊の世代が後期高齢者となる2040年に向けて、高齢者人口の増加に伴い、高

齢者救急や在宅医療の需要が増加する一方、急性期医療の需要が多くの地域で減少することが見込まれております。また、生産年齢人口の減少に伴い、医療機関における医師や看護職員等の担い手の確保がますます困難となることが想定されます。

このため、地域において必要な医療提供体制を将来にわたり確保していく観点から、2040年頃の医療需要を見据えつつ、医療機関の役割分担や連携の在り方を整理し、地域全体として適切な医療提供体制を構築する必要があると考えます。

新たな地域医療構想は、入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携を含めた、あるべき医療提供体制の実現に資する構想とされておりますが、本年の第２回定例会における我が会派からの質問に対し、知事は、今後、国から示されるガイドライン等の内容を踏まえ、総合保健医療協議会での議論や、各圏域での地域医療構想調整会議で地域の課題をきめ細かに伺い、新たな構想の策定に向けた検討を進めていくとの答弁があったところであります。

その後、本年７月に、国から、地域医療構想策定ガイドラインが示されたところでありますけれども、本道では、人口減少や高齢化が全国を上回るスピードで進む地域も多く、医師や看護師など、医療従事者の確保も厳しさを増していることから、将来の医療提供体制の構築に向けた検討を速やかに進めていくことが重要と考えます。

道は、国のガイドラインを踏まえ、新たな構想について、今後どのように策定を進めていくのか、知事の見解をお伺いします。

次に、地域医療の確保についてであります。

道内では、函館で函館赤十字病院の閉院に伴う社会事業協会函館病院との再編統合、室蘭市では市立室蘭総合病院と製鉄記念室蘭病院との統合が合意するなど、医療機関間の役割分担や連携、さらには再編統合、機能移管について、地域の実情に応じて医療提供体制を見直す動きが具体化してきています。

こうした取組は、限られた医療資源の中で、地域に必要な医療機能を将来にわたり確保していく上で重要でありますけれども、広域な本道においては、多くの地域で、救急医療や小児・周産期医療などを担い、中核的な役割を果たしている公立・公的病院では、医師など医療人材の確保が難しいことや、小児、周産期など不採算医療を担っていることなどから、大変厳しい経営環境になっております。

人口減少、少子・高齢化が加速する地方部において、医療機能の再編等に当たっては、地域住民や周辺自治体の理解を得ながら、必要な医療機能を確保していくことが重要と考えます。

道として、各地域の中核的な医療機能を担う公立・公的医療機関に対する支援の強化が重要であり、特に、現在、再編統合を進める地域に対しては、持続可能な医療提供体制の構築が図られるよう、これまで以上に医療機関や関係自治体との連携等の支援が必要と考えますが、今後、これらの地域の取組をどのように支援していくのか、見解をお伺いします。

次に、地域未来戦略に関し、食・観光分野の振興についてであります。

国は、本年７月に閣議決定した地域未来戦略において、大規模投資を起点とする戦略産業クラ

スター計画、都道府県主導の地域産業クラスター計画、地域資源を活用する地場産業成長プランの３類型により、強い地域経済の構築を目指すこととしています。

また、今回公表された戦略産業クラスター計画では、北海道について、半導体、ロケット・射場、洋上風力の３分野が盛り込まれました。これらは、本道の未来を切り開く重要な成長分野であり、国の投資や支援を最大限取り込んでいく必要があります。

一方で、素案段階では、この３分野に加え、北海道の基幹産業である食・観光産業を高度化していくクラスターも示されていましたが、今回公表された計画には盛り込まれておりません。

食と観光は、地域の雇用や消費、１次産業、食品加工、交通、宿泊など、幅広い産業に波及する北海道経済の根幹であります。今後は、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランも含め、道として、主体的に構想を具体化し、国の支援につなげていくことが重要であります。

道として、食・観光分野を地域未来戦略の中でどのように位置づけ、今後の振興にどのように取り組む考えなのか、お伺いをします。

次に、地域未来基金についてであります。

国は、令和８年度地方財政計画において、地域未来戦略を踏まえ、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として4000億円の地域未来基金費を創設しました。

この基金費は、都道府県が基金を設置し、産業クラスターの形成、拡大や、地場産業の付加価値向上、販路拡大などに複数年度で取り組むことを想定したものであり、道においても、こうした国の措置を踏まえ、124億円規模の基金を造成することとし、本定例会に地域未来基金を設置するための条例案が提案されました。

本道では、人口減少や若年層の流出、地場産業の担い手不足など、地域の活力維持に関わる課題が一層深刻化しております。こうした中、基金の活用に当たっては、本道の地域資源や産業基盤を生かし、地域に仕事と所得を生み出し、人材の定着につなげるなど、地方創生の成果に結びつけることが重要であります。

一方で、基金の使途や具体的な事業メニューについては今後検討していくものと聞いておりますが、基金を設置した後に使い方を考えるのでは、地域の実情を的確に捉えた取組につなげるまでに時間を要することも懸念されております。

知事は、この地域未来基金を、本道の地方創生や地域経済の活性化に向けてどのような考え方で活用していく考えなのか、所見を伺います。

次に、宇宙関連産業の振興についてであります。

政府の官民投資ロードマップでは、ロケット・射場を主要な製品、技術等に位置づけ、高頻度打ち上げに対応する射場整備や特区制度などを活用した規制改革を進める方針が示されております。

宇宙特区の創設に向けた検討を加速するように政府は指示をしましたけれども、本道では、大樹町の北海道スペースポートの整備をはじめ、ロケットや人工衛星の開発など、宇宙ビジネスへの挑戦が進んでおります。

今回の総理指示は、こうした動きをさらに加速させ、本道の強みを生かした産業集積や新たなビジネスの創出につなげる大きな機会であり、道として、国の動きと連携しながら取組を一段と前に進めることが重要であります。

知事は、今回の総理指示をどのように受け止めているのか伺うとともに、この機を捉え、道として本道の宇宙関連産業の振興に今後どのように取り組む考えなのか、所見をお伺いします。

次に、洋上風力関連産業の振興についてであります。

国の第２次洋上風力産業ビジョンでは、産業界が2040年までに関連人材を約４万人育成確保することが目標と示されており、導入拡大を支える人材の確保が大きな課題となっております。

本道では、松前沖と檜山沖が再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、ほかの海域でも導入に向けた取組が進む中、開発や建設、運転、保守を担う人材を道内で育て、定着につなげることが急務であります。

我が会派では、昨年の議会議論で、トレーニングセンターの誘致や教育機関と連携した人材育成を求め、道から、施設の道内誘致と人材の育成確保に取り組む旨の答弁がありました。

洋上風力導入による経済効果を道内に広げていくためには、人材育成に加え、道内企業の参入を促し、関連産業のサプライチェーンを構築していくことも重要であります。

こうした動きを道内全体の人材育成や洋上風力関連産業の振興につなげていくため、道として今後どのように取り組む考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、北海道アプリについてであります。

道では、道民生活応援ポイント給付事業において、北海道アプリを導入し、第１回定例会では、通知機能や段階的にアンケート機能を持たせることにより、ほかの施策で活用することも可能との考えを示しました。

一方、８月31日時点での北海道アプリの登録者数は約107万2000人で、アプリによる申請は99万1000件と、郵送申請の約127万4000件を下回っております。

より多くの道民が日常的、継続的に利用する基盤として育てていくことが必要であります。そのためには、道民にとって利用するメリットを感じられる機能や情報を充実させるとともに、給付事業終了後も新たな利用者を増やしていく仕組みづくりが重要と考えます。

知事は、現在のアプリの普及状況をどのように評価し、今後、より幅広い道民の利用につなげ、アンケートや通知機能をはじめ、道の様々な施策に実効的に活用していく考えなのか、伺います。

次に、空き家対策についてであります。

令和５年住宅・土地統計調査によると、本道の空き家は約45万戸、空き家率は過去最高の15.6％となり、全国平均を上回っております。空き家対策の主体は市町村でありますけれども、所有者の把握や法的対応、利活用に向けた調整などには専門的な知識が必要であり、特に職員や専門人材の確保が難しい市町村においては、十分な対応体制を整えることが課題となっております。

こうした中、道は、昨年８月、官民連携により市町村の取組を支える北海道空家等管理活用支

援法人プラットフォームを設置し、専門家の派遣や相談対応、法人とのマッチング、指定に向けた伴走支援などを開始いたしております。

知事は、プラットフォームの設置後、どのような成果が得られ、どのような課題が明らかになったと認識しているのか。また、こうした成果や課題を踏まえ、市町村への支援を含め、今後、本道の空き家対策をどのように進めていく考えなのか、所見をお伺いします。

次に、本道農業の振興についてであります。

冒頭で、帯広市選出の清水(拓)議員に対する哀悼の意を申し上げましたけれども、清水(拓)議員は、十勝、さらには北海道農業の発展のため、多大な御尽力を重ねてこられました。この清水(拓)議員も力を尽くされた十勝ＡＩ農業特区の指定に向け、本日、国家戦略特別区域諮問会議が開催されることになっております。私も、その功績や遺志を引き継ぎ、本道農業の振興に微力ながら頑張ってまいりたいと思います。

まず、水田政策についてであります。

近年、途上国を中心とした世界人口の急増による食料需要の増加や、地球規模での気候変動による生産の不安定化などにより、食料の安定供給への懸念が高まっていることから、道内農業の生産性の向上や不測の事態に備えた対策がより一層重要となっております。

令和９年度から、水田、畑にかかわらず、麦や大豆などの作物ごとの生産性の向上に対する支援に取り組むことと国はしておりますけれども、この水活交付金の見直しに当たっては、生産現場の実情や作物の特性を十分踏まえた制度設計とした上で、意欲的に取り組む生産者が報われるよう、現行以上の支援水準とするとともに、十分な予算を確保することが重要であります。

加えて、国内で、唯一、自給可能な穀物である米については、需給緩和が懸念されている中で、令和８年産北海道産米の概算金は、前年度より大幅に減少し、コスト指標を下回ったため、生産者からは、経営と将来を不安視する声が上がっております。

また、再生産可能な価格水準となるよう需給の安定が求められていることから、需要に応じた生産だけではなく、国内外の需要を創出していくことも必要と考えます。

そのためには、消費者の理解を得ながら、農業者が将来にわたり意欲を持って安心して営農が維持できるよう、生産性の向上や国内外の需要開拓に向けた取組などを進めることが重要であります。

本道農業は大きな転換期を迎えていますが、道は、今後、水活交付金の見直しや米の需要拡大に向け、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてであります。

本道では、地域の気象や立地条件を生かしながら、生産性の高い土地利用型農業が行われ、様々な農産物が生産され、こうした農産物を安定的に出荷するためには、乾燥や調製、貯蔵などを行う共同利用施設の整備が不可欠でありますが、現在稼働している共同利用施設の多くは、経年劣化に伴う修繕費等の増加や施設の効率性の低下が進んでおり、早急な施設の更新や能力アップが必要となっております。

こうした中、国は、新たな食料・農業・農村基本計画に基づく、生産性や収益力の向上など、農業の構造転換の実現に向け、令和７年１月に新基本計画実装・農業構造転換支援事業を創設し、老朽化した共同利用施設の再編、集約、合理化に取り組む産地を支援しているところであります。

また、道においても、小麦、大豆、バレイショ、てん菜の４品目に係る共同利用施設で、総事業費が12億円以上の場合に限り、上乗せ支援をしているところでありますけれども、道の上乗せ支援の要件撤廃を求める声が、我々にも道内各地から多数寄せられています。

こうしたことを踏まえ、本年の第１回定例会の冒頭先議において、我が会派の同僚議員から、全ての要件を撤廃するよう求めたところ、知事は、事業の効果検証や他府県の支援状況、今後の国の水田政策の見直しなどを踏まえ、道の上乗せ支援の在り方を検討すると答弁されました。

本道が我が国の食料安全保障を支えるためには、共同利用施設の整備を着実に進めていくことが重要であり、そのためにも、さらなる道の上乗せ支援が必要と考えますけれども、道は、道の上乗せ支援の要件撤廃に向け、今後どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

次に、米国産生食用バレイショの輸入解禁についてであります。

国は、2020年に米国からの生食用バレイショの輸入解禁の要請を受け、国際的な貿易ルールを踏まえ、現在も植物検疫上のリスクについて検討を進めていると承知しております。

北海道は、広大な大地と冷涼な気象を生かし、国産バレイショの約８割を生産する全国一のバレイショ産地であり、また、全国各地に種芋を供給する役割も果たしておりますが、このたびの米国産生食用バレイショの輸入解禁要請について、生産者や農業団体からは、芋に付着した病害虫が畑に持ち込まれるリスクや、道内のバレイショ生産への影響も懸念するなど、先行きを不安する声が上がっております。

道内の生産者は、徹底的な病害虫対策を講じながら、食料安全保障上、重要な作物の一つであるバレイショ産地を守ってきたことを踏まえ、国において、科学的根拠に基づき、慎重に対応することが必要でありますけれども、道は今後どのように対応していく考えなのか、知事の所見をお伺いします。

次に、第13回全国和牛能力共進会北海道大会についてであります。

全国の優秀な和牛を一堂に集め、その優秀性を競う全国和牛能力共進会北海道大会の開催まで残り１年を切り、去る６月26日には、京都市内において、第13回全国和牛能力共進会発会式が開催され、全国から多くの関係者が出席する中、令和９年８月に帯広市や音更町で開催される本大会の本格的なスタートが主催者から力強く宣言されたと承知をしております。

全国和牛能力共進会は、５年に一度、開催される和牛の祭典と呼ばれ、日本一の和牛を決めるだけではなく、和牛について学ぶことのできるＰＲ館の設置、全国の銘柄牛の試食ブースや北海道産の和牛などが楽しめるバーベキューコーナーの設置、北海道や十勝のソウルフードなどの料理の提供のほか、全道各地の特産品の販売や観光情報の発信など、来場された方々が北海道や十勝の魅力ある食、観光、文化を体感していただけるよう、生産者をはじめ、農業団体、関係機

関・団体、開催地の帯広市や音更町と連携をしながら、オール北海道で準備が進められていると聞いております。

過去の大会では、30万人を超える方々が来場し、その経済波及効果は約100億円とも試算されており、まさに和牛振興に関する一大イベントであります。清水(拓)議員が心血を注いできた北海道大会を成功させるためには、今後とも関係者が一丸となって万全な準備を進めていくことが必要であると考えますけれども、第13回全国和牛能力共進会北海道大会に向けて今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

次に、海洋環境の変化に対応した栽培漁業についてであります。

本道の水産業は、全国の漁業生産量の約25％を占める我が国最大の水産物供給地域としての役割を担っておりますけれども、近年、スルメイカやサンマなどの来遊減少に加え、本年は道東海域のマイワシが７月末まで全く水揚げがないなど、高水温をはじめとした海洋環境の変化により、本道の水産資源に大きな影響が生じております。

北海道では、このような回遊資源の減少が続く中、さらには、様々な種苗や餌環境の悪化などの影響で、令和７年度は６年ぶりに40万トンを下回る35万トンとなり、さらには、令和８年度には30万トンを下回る水揚げ計画となっております。さらには、昆布漁業者にも、この減少が伴い、厳しい状況にある。このような状況にある中、海洋環境の変化を踏まえ、これまで取り組んだことのない新たな魚種を使い、増養殖の試験的な取組を進めている漁村地域もあると承知しております。

水産業が基幹産業となっている本道の漁村地域の維持発展を図っていくため、激変する海洋環境の的確な把握や水産資源の増大はもとより、地域の漁業者が将来にわたって夢と希望を持って従事できるよう、地域における意欲的な取組を後押しすることが重要と考えますが、今後、本道の環境に適した栽培漁業をどのように推進していく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、効率的な森林整備の推進についてであります。

本道には、カラマツやトドマツなどの人工林や、ミズナラやシラカバに代表される天然林が豊かに広がっております。

道では、北海道森林づくり基本計画に基づき、森林の整備や林業・木材産業の振興、道民の森林づくりに対する理解の醸成などに取り組んできておりますけれども、令和３年度に策定した現在の基本計画は５年目となり、見直し時期を迎えております。

戦後に植林された人工林資源は、既に利用期を迎えており、道産木材として有効に活用するとともに、伐採後に植林などを行うなど、本道の豊かな森林を次世代に引き継いでいくことが重要であります。

本道においては、伐採に対する植林の面積の割合は約９割と、全国平均の３割よりはるかに高い水準を保っております。

将来にわたって、安定的に木材を生産し、植林を行っていくためには、これまで以上に森林整備の効率化が求められますが、どのような考え方で計画を見直すのか、知事の所見をお伺いしま

す。

次に、教育問題に関し、ネクストハイスクール構想についてであります。

国のネクストハイスクール構想に基づく、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業について、さきの国の審査の結果、道内では、改革先導拠点として岩見沢農業高校と有朋高校の２校が採択されたものの、札幌工業高校と大空高校は採択されず、現在、追加応募していると聞いております。

今年度の授業料無償化等の拡充により、私学への進学者が増加し、職業学科を含め、公立高校の定員充足率が低下する地域が生じており、都市部と地方で教育機会の格差が拡大する懸念も指摘されております。

こうした中で、2040年に見込まれている理系人材の不足等の労働力需給ギャップや、ＡＩ等の進展による社会の変化、地域の高校の小規模化など、本道が抱える将来的な課題を踏まえますと、追加公募の２校を含め、いずれの高校の取組も非常に重要であり、その成果に期待をしておりますけれども、本事業における現在の進捗状況についてお伺いします。

また、ネクストハイスクール構想の実現に向けては、拠点校の取組を全道へ波及していく必要があることから、今年度策定する高等学校教育改革実行計画には、拠点校の取組やその普及方策に加え、目指す目標なども盛り込み、本道における高校教育の未来像を具体的に示すべきと考えますが、実行計画の策定に向け、今後どのように取り組んでいくのか、教育長の所見をお伺いします。

最後に、公安問題に関し、サイバー犯罪対策についてであります。

デジタル技術の目覚ましい進展と普及により、様々な分野において、新たなサービスが創出され、利便性の向上が図られるなど、サイバー空間は、もはや、我々の日常生活はもちろんのこと、社会経済にも欠かすことのできない重要な基盤となっております。

本道においても、サイバー空間は、地域や年齢、業種を問わず、全ての道民や事業者が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間として定着しているところでありますけれども、一方で、その匿名性を悪用した犯罪の発生や、サイバー攻撃に伴う個人情報の漏えい、道民を犯罪に巻き込む違法情報の氾濫など、様々なリスクを伴っていることも事実であります。

最近も、大手冷凍・冷蔵物流業者に対する不正アクセスによって発生したシステム障害により、冷凍食品等の物流や配送に影響が生じたほか、個人情報が漏えいした可能性もあるとされ、大きな話題となっております。

こうした被害は、地域の中小企業や小規模自治体でも同様に発生しております。それぞれの業務への支障のみならず、個人情報の漏えいにも発展し、地域住民に大きな不安を与えるなど、地域経済や地方行政への影響は計り知れず、サイバー空間をめぐる脅威は依然として深刻な情勢にあると考えます。

道警では、本年４月に新たにサイバー局を設置し、サイバー人材の確保育成、官民連携による被害防止対策等に取り組んでいるものと承知をしておりますが、サイバー空間を取り巻く情勢を

どのように認識し、今後どのように対策を推進していくのか、警察本部長にお伺いします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）答弁に先立ち、自民党・道民会議、清水拓也議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、自民党・道民会議、佐藤禎洋議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、副首都についてでありますが、本道は、我が国のエネルギー、経済、食料の安全保障に貢献し、成長戦略を牽引する重要な役割を果たしていること、また、東京圏との同時被災リスクが低く、国の主要な出先機関が集積していることなどから、私としては、副首都として北海道はまさに適地であると考えています。

法律上、副首都の指定区域は道府県であり、国の機関等の拠点の整備に加え、交通施設の整備やまちづくりの推進、必要な規制緩和や税制上の措置が講じられるとされていることから、国の機関の機能強化やインフラ整備などを通じて、道民の皆様の命や暮らしを守ることにもつながるとともに、北海道全体が我が国における分散型の経済圏の一つとなることで、本道経済のさらなる活性化につながるものと考えています。

道では、現在、市長会や町村会に対し、道の考え方を説明し、賛同を得ているとともに、全道の市町村を対象にウェブ会議などを開催しており、今後とも、道議会での御議論をいただきながら、道民の皆様、市町村、関係団体の方々の御理解と御協力を得られるよう努め、我が国における北海道の重要性がより一層高まるよう、そして、札幌市はもとより、市町村と連携しながら、本道全体で、副首都の実現に向けて、検討、準備に取り組んでまいります。

次に、統合型リゾート、いわゆるＩＲについてでありますが、道では、ＩＲを取り巻く環境変化なども踏まえ、昨年度から、有識者懇談会を開催するとともに、市町村や関係事業者の方々へのＩＲに関する意向調査も行い、このたび、今後の指針となる基本的な考え方改訂・案をお示ししました。

この基本的な考え方では、北海道ＩＲのコンセプトとして、明瞭な四季と豊かな自然に囲まれたリゾート型ＩＲと設定し、ＩＲ施設を核に各地での滞在価値を提供する、全道で一つのＩＲ形成や、北米・欧州とアジア・太平洋地域の交流ハブを目指すこととし、全道域への観光消費額の拡大や、経済波及効果を生み出すことによる本道経済・産業の成長とともに、納付金の活用により、ギャンブル等依存症対策などの強化はもとより、医療や教育等を含めた地域振興策の充実により、道民の皆様の暮らしの豊かさの向上につなげていくこととしています。

私としては、ＩＲは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトである一方、ギャンブル等依存症といった社会的影響への対策などの課題もあると認識しており、その実現に向けては、今後、基本的な考え方でお示しした課題について段階ごとに検討を重ねていくことが重要と考えています。

次に、ＩＲに関する今後の対応についてでありますが、このたびの基本的な考え方改訂を通じ

て、立地に関心のある市町村における候補地の特定、事業者の方々による投資採算性や持続可能性の評価といった事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保などの課題を明らかにしたところであります。

私としては、今後、道民の皆様に対して、説明会等の開催を通じて、ＩＲが立地することによる道内各地のメリット、デメリットの両面をお示ししながら御理解を深め、まずは、国に対し、北海道の特性を生かしたＩＲの実現に向け、要望を行うとともに、次の段階となる基本構想に向け、市町村や事業者の方々と検討を進めることとし、基本的な考え方でお示しした課題解決に道筋をつけていけるよう取り組み、北海道ＩＲの可能性を着実に追求してまいります。

次に、防災対策についてでありますが、熊本地震や千葉豪雨では、家屋の倒壊や道路の寸断、短期間での集中的な大雨などにより、インフラやライフラインに甚大な被害が発生しており、大規模災害に備え、ハード、ソフトの両面での対策を着実に推進していくことが重要と改めて認識しています。

道では、建築物や緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、海岸保全施設の整備、河川改修等の治水対策など、国土強靱化の取組を推進するとともに、国や市町村、防災関係機関に加え、協定締結事業者の方々と、道路の損壊や洪水を想定した実践的な訓練などに取り組むほか、先日、海溝型地震を想定した政府の訓練に私も参加し、連携を図りました。

道としては、このたびの災害における国の検証作業や、被災地派遣で明らかになった課題等を踏まえ、より実態を反映した計画となるよう見直すなど、引き続き、関係機関の方々と緊密に連携協力して、道民の皆様の命と暮らしを守る総合的な防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

次に、今後の北方領土問題への取組についてでありますが、今般のプーチン大統領の択捉島訪問は、洋上慰霊が実施され、さらには、８月の返還要求運動強調月間として、日本全国で署名活動に精力的に取り組んでいるさなかに行われ、元島民の方々はもとより、道民、そして、日本国民の皆様の感情を深く傷つけるものであり、断じて受け入れられません。

道としては、８月19日に、国に対し、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である北方四島の一日も早い返還の実現に向け、毅然とした態度を示しつつ、強い意志を持って外交交渉に取り組むよう強く要請したところでございます。

私としては、北方領土の早期返還に向けた運動の歩みを止めることなく、返還を願う国民の総意を示し続けることが政府の外交交渉の後押しにつながるものと考えており、関係団体の方々とも一層連携を図り、効果的な啓発活動を展開しながら、元島民の皆様や関係者の方々と思いを一つにし、今後とも返還要求運動に粘り強く取り組んでまいります。

次に、ＪＲの黄線区についてでありますが、抜本的改善方策の取りまとめに向けては、沿線から寄せられる声などを踏まえるとともに、地域がこれまで進めてきた議論や取組の延長線上で協議することが重要であります。

また、ＪＲの経営自立に向けては、新幹線札幌延伸の遅れなど様々な環境の変化がある中、黄

線区だけの議論にとどまらず、経営全体の中で、幅広い議論が必要と考えています。

道としては、４月に示されていた中間取りまとめの時期が過ぎようとしている中、ＪＲに対し、各線区との協議に臨むため、これまでの検討状況や、今後に向けた方向性を早急に示すことを求めており、地域の協議や、抜本的改善方策の取りまとめに向け、これまで以上に国との連携を密に図りながら、ＪＲ、沿線自治体とともに、幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

次に、地域交通の確保についてでありますが、本道を取り巻く交通環境が厳しさを増している中、道では、地域の関係者の方々が主体となって、地域交通の在り方を検討し、路線の維持確保に向けた取組を推進することができるよう、最適な路線の分析等ができるモビリティーデータ基盤の整備や、交通環境の変化に対応した支援制度の検討を進めているところであります。

道としては、今年度から、乗合バスの営業拠点といった施設等の共同利用によるこれまでの共同化、協業化の取組や課題などを整理するとともに、車両の共同調達といった議論を進めるほか、スクールバス等の輸送資源のフル活用に向け、新たに地域交通としての運用状況を調査するなど、全道に設置した14の広域的な法定協議会を活用し、様々な分野の関係者の方々との連携体制の強化を図りながら、地域を後押しする環境を構築し、持続的な地域交通の維持確保に取り組んでまいります。

次に、エゾシカ対策についてでありますが、道では、３か年の緊急対策期間において、市町村による捕獲促進や捕獲困難地での対策強化等に取り組み、昨年度の捕獲数は18万頭と過去最多を更新した一方、捕獲目標には至っていないことを踏まえ、関係機関の方々との連携をさらに強化し、より一層、生息数を低減させていくことが喫緊の課題と認識しています。

捕獲数の上積みに向けては、さらなる捕獲機会の拡大や手法の高度化等が必要であることから、今年度は、猟期の延長や越冬期での捕獲、鳥獣被害対策タスクフォースを活用した国有林での捕獲強化などに取り組んでいるところであり、これまでの取組の効果等について有識者会議の御意見をいただきながら、緊急対策期間終了後の対応について速やかに検討してまいります。

次期計画については、現在、有識者会議において、よりきめ細かな生息状況の把握や捕獲手法等について議論が行われており、こうした議論を踏まえながら、より効果的なエゾシカ対策について検討を進め、その素案を年内にお示しできるよう取り組んでまいります。

次に、太陽光発電事業に係る環境影響評価についてでありますが、国による、環境影響評価法の対象事業の規模の引下げは、近年のメガソーラーを取り巻く懸念の高まりなどを踏まえたものであり、この改正により、大規模な太陽光発電事業への対応がより強化されたものと認識しています。

道では、太陽光発電事業は、地域との共生を大前提として、環境と経済の好循環につなげていくことが重要と考えており、これまで、独自に環境影響評価条例を制定し、法の対象事業をベースとしながら、その範囲を法よりも広げ、事業者の方々に対して一層の環境への配慮を求めてきたところであります。

道としては、今後、国の改正を踏まえ、道民の皆様の貴重な財産である本道の自然環境の保全に向け、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模事業を法よりも広く捉えて、より適切に対応していくため、条例で対象とする規模の見直しに向け、速やかに検討を進めてまいります。

次に、国民スポーツ大会冬季大会についてでありますが、冬季大会は、スキー、スケート、アイスホッケーの国内トップクラスの選手が参加する大会であり、その開催は、競技人口の拡大や競技力向上など、本道のスポーツ振興はもとより、大会運営や施設整備等を通じ、地域の活性化にも大きな効果をもたらすものです。

こうした中、このたび、令和12年の冬季大会の道内への誘致について、北海道スキー連盟をはじめ、冬季競技の関連団体の皆様から要請があったところでございます。

道としては、このたびの競技団体の皆様の要請も踏まえ、今後、日本スポーツ協会に対する情報収集を行い、開催地に係る市町村や競技団体の方々との調整を図るなど、本道の冬季スポーツのさらなる振興を図る観点から、令和12年の冬季大会の開催に向けて必要な検討を進めてまいります。

次に、新たな地域医療構想の策定についてでありますが、広域分散で医療資源の偏在が著しい本道においては、少子・高齢化に伴う医療ニーズの変化に合わせ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要であります。

国が示したガイドラインでは、来年度上半期をめどに、急性期医療を確保できる構想区域の設定を検討することとされており、現在、北海道総合保健医療協議会において、２次医療圏ごとの人口推計や受療動向、診療実績等をお示しし、御意見をいただいているところであります。

道としては、今後、協議会での議論を丁寧に積み重ねつつ、構想区域の設定や、緊急性の高い疾患に対する手術、救急医療等を担い、急性期医療の中心となる医療機関の選定など、2040年を見据えた地域の医療提供体制について検討を進めるため、各圏域に設置している地域医療構想調整会議のほか、医療関係者、行政関係者の皆様とも個別に意見交換を行うなど、地域での協議を重ねながら新たな構想の策定に取り組んでまいります。

次に、地域未来戦略についてでありますが、本年７月に国が策定した、いわゆる骨太の方針において、本道は、全国で、唯一、地域未来戦略の推進に向けて重要な役割を担う地域と位置づけられたところであります。

こうした中、国では、北海道の戦略産業クラスターとして、国が定めた戦略17分野に直結する半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の、全国最多となる三つの分野で計画を策定し、今後は、食と観光を加えた四つの分野において、北海道の地域未来戦略を推進することとしています。

食・観光分野については、本道経済を支える基幹産業であるため、道としては、地域が主体となって取り組む地場産業成長プラン等を策定することとし、この計画に位置づけた取組を国などと連携して着実に推進するとともに、国に対しても、今後の戦略産業クラスターの策定を働きかけることで、本道へのさらなる産業集積や地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、地域未来基金についてでありますが、国では、産業クラスターの形成や地場産業の付加

価値向上などを進める地域未来戦略を策定し、都道府県の計画的な取組を支援する地域未来基金費を含めた今年度の普通交付税の額を７月下旬に決定したところでございます。

道では、こうした国の動向を踏まえ、北海道地域未来基金を設置することとしたところであり、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の三つの分野の戦略産業クラスター計画の全道への波及をはじめ、地域未来戦略に資する道の取組や市町村への支援に本基金を活用することを想定しており、本定例会の議論を踏まえ、基金の使途や運用期間といった、制度の全体像を次の定例会までにお示しし、関連施策との連携を図りながら、本道の成長と地域の持続的な発展につなげてまいります。

次に、宇宙関連産業の振興についてでありますが、本道では、大樹町の射場を核としたロケットの打ち上げ試験のほか、道内大学発スタートアップなどによるエンジンや機体の研究開発、衛星データを農業や漁業に活用する新たなサービス等を行う事業者が生まれており、道の優位性を生かすことのできる新産業として、今後、成長が期待されています。

こうした中、道では、事業者と共同で、ロケット打ち上げに係る火薬や高圧ガスの取扱いに関する規制緩和提案を行ってきており、先般の高市総理による宇宙特区の創設に向けた検討加速の指示は、ロケットの高頻度打ち上げに向けた環境整備が進み、企業立地や道内事業者の方々の迅速な事業展開につながるものと受け止めています。

道としては、規制緩和や地域未来戦略といった国の制度等を最大限活用しながら、道内企業の宇宙分野への参入促進やビジネス機会の創出、人材の育成確保といった取組を進めるとともに、引き続き、射場の整備を国に要望するなどして、本道の宇宙産業の振興に向けて取り組んでまいります。

次に、北海道アプリについてでありますが、今回の給付事業で新たに導入したアプリは、簡易な手続で迅速にポイントを受け取ることができ、これまで100万人を超える多くの道民の皆様に御利用いただいておりますが、郵送による申請がアプリ利用よりも上回っており、その利用者の拡大が課題と認識しています。

また、このアプリでは、道の各種広報ツールへのリンクを設けますとともに、通知機能を活用して、プッシュ型による道政情報の発信なども行っているところであり、道では、有効なアプリとして今後も活用していくためには、さらなるアプリ利用者の拡大に加え、その特性を生かした機能充実が重要と考えています。

こうしたことを踏まえ、道としては、ポイント給付事業の着実な事業執行と積極的な周知、広報に努め、アプリのダウンロードやその利用の促進に努めるとともに、利用された道民の皆様の声をお伺いしてアプリの改善点などの検証を行うほか、例えば、道のアプリから、市町村の給付事業の申請ができるようにするといった、市町村との連携も含めて、アプリの効果的な活用策について検討してまいります。

次に、水田政策についてでありますが、米をめぐる情勢が変化する中、今後とも、本道が水田をフル活用し、食料供給地域としての役割を果たしていくためには、需要に応じて米や麦、大豆

等を安定的に生産、供給するとともに、さらなる需要の拡大を図っていくことが重要であります。

道では、これまでも、主食用はもとより、加工用、輸出用など、多様なニーズに応じた米生産に加え、水田活用の直接支払交付金を効果的に活用し、麦、大豆等の産地形成に取り組んできたところであります。

道としては、水活交付金の見直しに当たっては、関係機関・団体の皆様と連携し、これまでの取組との整合性など本道の実情を踏まえたものとなるよう、十分な予算の確保と併せて国に強く求めるとともに、輸出拡大に向け、ＳＮＳを活用した豪州でのプロモーションや、学校給食を通じた米粉の普及といった多様な需要の創出、拡大に取り組むなど、本道農業の持続的な発展に力を尽くしてまいります。

次に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてでありますが、我が国最大の食料供給地域である本道が、今後とも、安定して農産物を生産、供給していくためには、農協等が所有する老朽化した共同利用施設の再編、合理化を図るなど、生産体制の強化に取り組むことが重要です。

道では、昨年、国が措置した本事業を効果的に活用するため、国の基本計画で主産地として位置づけられた畑作４品目を対象にするなど、道独自で要件を設定し、上乗せ支援を行っており、地域からは、事業に対する機運の高まりや施設の再編が加速したとの評価がある一方、要件が厳し過ぎるとの声もあると承知しています。

道としては、地域の生産体制の一層の強化が図られるよう、事業の効果や府県の状況などを調査分析しているところで、これらの結果を踏まえ、様々な視点から見直しに向けて検討してまいります。

次に、米国産バレイショの輸入解禁要請についてでありますが、本道のバレイショは、全国の生産量の８割を占め、小麦や豆類、てん菜とともに、畑作農業における主要な輪作作物であり、我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためにも、将来にわたり、安定的に生産、供給していくことが重要であります。

こうした中、米国からバレイショの輸入解禁についての要請があり、現在、国において、国際ルールに従い、科学的根拠に基づいて検疫協議が進められているところでありますが、病害虫の侵入リスクやバレイショ生産への影響が見通せず、生産者や農業団体の皆様からは不安や反対の声が大変多いものと承知をしています。

道としては、本道の畑作農業に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならず、バレイショの安定生産にも支障を来すことがないよう、国に対して、米国との協議への厳格な対応と、不安を感じている生産者の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。

次に、全国和牛能力共進会北海道大会についてでありますが、開催まで残り１年を切る中、道内外から38万人の来場者が見込まれており、その円滑な受入れに向け、道では、関係機関・団体の皆様で構成する実行委員会と連携し、会場の設営をはじめ、交通輸送や宿泊施設の確保、北海

道の豊かな食や観光、文化をアピールするための催事などの準備を計画的に進めているところであります。

道としては、こうした取組の着実な実施に加え、全共北海道大会が開催される会場でのカウントダウンボードのお披露目や、札幌と帯広における大会１年前イベントの開催、さらには、マスコットキャラクター「和ぎゅリー」を活用したＳＮＳでの発信や様々なイベントでのＰＲなど、大会の認知度向上に取り組むとともに、道内外の多くの企業の皆様の御協力も得ながら、機運の醸成を図り、オール北海道で大会の成功に力を尽くしてまいります。

最後に、森林整備の推進についてでありますが、本道では、人口減少と高齢化が急速に進んでおり、伐採や植林、苗木生産などの担い手減少に加え、熟練した従事者の不足が懸念されていることから、森林資源の循環利用を一層進めるためには、限られた労働力の下、これまで以上に効率的に森林整備を進めていく必要があります。

このため、道としては、先進的な林業機械の活用や路網の適切な配置による原木生産の効率化、植林、下草刈りの機械化による徹底的な省力化、省人化や、効率的な生産ができるコンテナ苗木の増産による着実な植林の確保を図るとともに、こうした取組に対応できる人材を北森カレッジを核として育成するなど、森林整備の効率化に向けた検討を進め、本道の豊かな森林を将来に引き継げるよう、森林づくり基本計画を見直してまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）公立・公的医療機関への支援等についてでありますが、今般の物価高騰や人件費の増加等により、医療機関の経営を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、公立・公的医療機関は、救急や小児・周産期医療といった不採算医療を担うなど、地域において重要な役割を果たしていますが、その経営状況は大変厳しいものと認識をしております。

道内では、複数の公立・公的医療機関が、地域に必要な医療機能を維持しつつ、安定的に経営が継続できるよう、再編や機能統合等に向けた取組を進めており、今後さらに同様の動きが見込まれるところであります。

道といたしましては、再編や機能統合等に取り組む地域の医療機関から丁寧に御意見を伺うとともに、施設整備や人材確保策の強化などに関し、地域医療介護総合確保基金等の活用を助言するほか、医療機関の役割分担に関する意見交換の場に参画をするなど、将来を見据えた医療提供体制の構築に取り組む地域への支援の充実を図ってまいります。

○議長伊藤条一君　副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）まず、洋上風力関連産業の振興についてでございますが、洋上風力発電事業は、事業規模が大きく、かつ、事業期間が長期に及ぶことから、本道経済への波及や良質な雇用の受皿となることが期待でき、道といたしましては、道内での風車の製造拠点化やサプライチェーンの構築、産業を支える人材の確保育成などに取り組むことで、その経済波及効果を最

大化することが重要と認識しております。

このため、道では、製造拠点誘致に向けた海外風車メーカーへのアプローチをはじめ、地元企業の参入促進を目指したマッチングなどの取組を行ってきましたほか、７月には函館で浮体式洋上風力のセミナーを開催し、機運の醸成を図ってきたところでございます。

また、民間企業が道南で洋上風力のトレーニングセンターの開設を進め、高校でのカリキュラムを検討するといった動きなど、地域における人材育成の取組も生まれてきたことから、道では、こうした民間の動きと連携し、出前授業等の開催や、メンテナンス認証取得のためのトレーニング費用を助成するなど、人材育成や確保に向けた取組を進めております。

道といたしましては、こうした人材育成やサプライチェーン構築の取組を通じ、道内の洋上風力プロジェクトが道内経済に広く効果が波及するよう、積極的に取組を推進してまいります。

次に、空き家対策でございますが、道では、北海道空家等管理活用支援法人プラットフォームによる伴走支援などにより、市町村の補完的立場で空き家の活用などを行う空家等管理活用支援法人の指定の促進に取り組んでおりまして、これまで指定した６町では、空き家の売却や賃貸など、行政では対応が難しい相談にもワンストップでの対応を実施してきたところでございます。

一方で、未指定の市町村からは、制度や指定の進め方について相談が多く寄せられており、指定に向けた検討の進め方を分かりやすく解説するなどの支援が必要と認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、市町村への伴走支援に取り組み、得られた知見を指定の手引に反映しまして広く活用を図りますほか、空き家情報バンクの運営や空き家相談会を開催するなど、官民連携によります空き家対策を着実に進め、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる住環境の形成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事加納孝之君。

○副知事加納孝之君（登壇）栽培漁業の推進についてでございますが、近年の高水温化をはじめとする海洋環境の変化などにより、昆布やホタテガイの漁獲が低迷する中、これまでの生産安定化に向けた対策に加えまして、新たな増養殖による生産体制づくりを進めていく必要があるというふうに認識しております。

道では、これまで、サクラマスの海面養殖やウニの陸上養殖の実証試験に取り組み、新たな種苗生産体制やコスト削減、販路の確保など、事業化に向けた検討を進めてきたところでございます。

道といたしましては、こうした実証試験で得られました成果を漁業者等の取組に活用されますよう広く普及を図っていくほか、地域の実情に合った新たな増養殖体制の構築に向け、漁業者等が取り組むサーモンの海面養殖やアオノリの陸上養殖に支援するなど、海洋環境の変化に対応した栽培漁業を一層推進してまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）自民党・道民会議、佐藤禎洋議員の代表質問にお答えいたします。

教育問題に関し、ネクストハイスクール構想についてでございますが、本道の将来を支える人材を育成していくことは大変重要であり、本事業を活用した改革先導拠点の取組を早期に進める必要がありますことから、採択された２校では、大学や産業界の外部有識者などの御意見を伺いながら、新たに開設する科目の詳細検討などを行いますとともに、必要な予算を計上したところでございます。

また、不採択となった２校につきましては、育成しようとする人材像とその取組をより具体的に示すべきとの指摘を踏まえまして、札幌工業高校に半導体技術者コースを新たに設置するなど、計画を修正し、再申請したところでございます。

今後は、知事部局との協働による連携会議や外部有識者会議において議論を重ね、2040年に向けた高校の姿や、専門高校の機能強化、普通科改革などの具体的な施策のほか、取組の普及方策や数値目標などを盛り込んだ実行計画を年度内に策定し、本道全体の高校改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）自民党・道民会議、佐藤禎洋議員の代表質問にお答えをいたします。

サイバー犯罪対策の推進等についてでありますが、サイバー空間が社会経済活動が営まれる公共空間として定着する一方、企業等を狙ったランサムウエア事案、フィッシングに起因すると見られる不正取引や、いわゆる闇バイト募集をはじめとする違法・有害情報の氾濫など、これらがＤＸを推進する北海道において、道民の重大な脅威になっているものと認識しております。

こうした脅威に適切に対処するため、道警察では、本年４月、サイバー犯罪に係る捜査部門と対策部門を集約してサイバー局を設置し、捜査と対策の一体的な運用を図ったところであります。

また、職員の対処能力を向上させるため、サイバーセキュリティ競技会の実施や、民間研修の受講促進などに取り組んでいるほか、サイバー犯罪の被害を防止するため、道内の中小企業で構成されるサイバーセキュリティ支援ネットワークへの情報発信、道教育委員会等と連携した児童生徒及び保護者への啓発資料の配信などに取り組んでいるところであります。

道警察といたしましては、人的基盤や物的基盤の充実強化に努め、サイバー犯罪の検挙はもとより、関係機関と連携した被害防止対策を推進し、サイバー空間の脅威に適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　佐藤禎洋君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後１時１分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

沖田清志君。

○64番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ちまして、自民党・道民会議、清水拓也議員の御逝去の報に接し、私からも心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、民主・道民連合を代表して、通告に従い、知事並びに教育長に順次質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢に関し、人口減少対策について伺います。

「待ったなしの人口減少・少子高齢化対策に全力！」、これは鈴木知事が１期目の選挙で掲げた公約です。

その意気込みとは裏腹に、本道の人口は、鈴木道政１期目の４年間で約16万人、２期目の途中の３年強でさらに15万人が減少し、直近の合計特殊出生率は1.00で全国下位から２番目、65歳以上の高齢化率も33.3％と、全国平均の29.3％を大きく上回っており、改善の兆しが全く見られません。

鈴木知事の就任以降、道内各地で過疎化が急速に進んでいる現実に対し、これまでの自らの政策をどのように評価しているのか、所見を伺います。

次に、地域未来戦略についてです。

国では、７月21日に地域未来戦略を閣議決定し、今後、重点的に投資を進める17分野に係る戦略産業クラスター計画に道から提案した半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の三つが盛り込まれました。しかし、それぞれのエリアは限定されており、半導体・デジタル関連産業振興ビジョン同様、その効果が全道各地にどのように及ぶのか、判然としません。

物価高などで地方の産業が疲弊する中において、地域未来戦略に位置づけた取組を本道全体でどのように推進していくのか、エリア外への直接的な効果も含めて所見を伺います。

また、素案の段階では盛り込まれていた食・観光に係るクラスター群が７月に公表された計画では盛り込まれませんでしたが、食や観光など、計画が策定された３分野以外の重要施策について、今後どのように地域未来戦略の中に取り込んでいこうと考えているのか、併せて所見を伺います。

次に、副首都構想関連法の成立を受け、道では、専門組織の設置や札幌市と連携した国への提案、要望、さらには、大阪府との連携・協力協定を締結するなど、副首都の指定に向けた動きを活発化させています。

知事は、記者会見などで並々ならぬ意欲を表明し、前のめりぶりが際立つ一方、副首都になることによる全道的メリットなどについて、道内の市町村や道民の皆様に適切に伝わっているのか、甚だ疑問であります。

そもそも、副首都の指定に当たっては道議会の議決が必要になるにもかかわらず、この第３回

定例会を迎える前に早々に手を挙げて意向を表明したことや、大阪府との連携協定締結は議会軽視で拙速と言わざるを得ません。

そこで、そもそも法的な位置づけのない首都の定義や機能はもとより、副首都の定義や指定数、指定要件、整備コストなどについてどのように解釈し、副首都に手を挙げるメリット、とりわけ、札幌市以外の市町村への効果、道民生活への影響などについて、知事はどのように考えているのか、所見を伺います。

また、札幌市への一極集中にますます拍車がかかるようなことにならないのか、併せて伺います。

さらに、副首都構想を進めるに当たり、札幌市以外の市町村や道議会に対して、これまでどのような説明や意見聴取を行い、事前に一定の理解を得るように努めてきたのかについても伺います。

次に、知事は、大阪府と協定を結び、同時指定を目指す意向を明らかにしていますが、大阪府との連携の意義や効果についてどのように考えているのか、所見を伺います。

また、政令市である札幌市との関係についても、副首都法で定める指定要件としては、特別区の設置や連携協約の締結などと、検討されているようですが、機能や役割分担、連携をどのように考えているのか、併せて伺います。

副首都関連法は、災害等の発生により、東京圏での首都中枢機能の維持が困難となった場合に副首都が代替機能を担うというものですが、本道は、首都圏と陸続きではなく、流通や移転など、有事の際に本州からの大量の物資や人の輸送面に不安もあります。

これまで道が取り組んできたバックアップ拠点構想や防災庁の本道への誘致などの既存の施策との違いや整合性について所見を伺うとともに、副首都への指定によって、交通・輸送インフラなど、災害対策や経済成長に資する十分な財源が確保される見込みなのか、併せて伺います。

次に、夕張市への支援についてです。

夕張市は、長年にわたり厳しい財政再生に取り組み、令和８年度末には財政健全化が実質的に完了する見込みです。

しかし、その先にある現実的課題はなお重く、人口減少、高齢化、地域交通、医療、雇用の確保など、地域で暮らし続けるための基盤整備が問われており、このことは、財政が逼迫するほかの市町村も例に漏れません。

こうした中、道は、財政再生後の夕張市をどのように支え、持続可能な地域づくりにどうつなげていくのか、所見を伺います。

次に、行財政運営に関し、地域振興の推進についてです。

道の一般会計収支不足額は、毎年、おおむね400億円程度で推移しており、道債残高も６兆円弱に上るなど、道財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした中、国では消費税減税が検討されているところですが、仮に飲食料品の消費税率が１％に引き下げられた場合、道財政への影響は、年200億円ほどの減少が見込まれ、道内の市町村

も同額程度の影響が想定されています。

また、高市政権発足以降、地方創生という言葉が国の各種計画等から次第に姿を消し、先般、閣議決定された骨太の方針2026でも僅か１か所しか記載がないなど、地方の独自性を生かした取組に対する財源配分が縮小することが懸念されます。

定住や道民所得の向上が道財政の安定につながり、さらなる施策の推進に資することから、国の財政措置や国家戦略に依存するだけでなく、連携地域別政策展開方針を軸に、本道の強みを生かした地方活性化や地域振興策を強力に推進し、地域経済の活性化を図ることが重要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、地域未来基金についてです。

本定例会において、新たに地域未来基金を設置するための条例と予算が提案されていますが、これは国が地域未来戦略を進めるために措置した普通交付税を原資とするものです。

しかし、元来、交付税は地方固有の一般財源であり、政策誘導的に活用されること自体に疑問を感じます。

また、基金原資となる交付税は、都道府県のみに措置され、市町村には配分されていませんが、地方創生同様、地域未来戦略は都道府県と市町村が一体的に取り組んでいくべきものと考えます。

今回、基金の使途や運用計画などが示されていませんが、例えば、未来戦略に係る産業クラスター事業等について、複数年で何をどれくらいの規模で取り組むかなど、交付税の配分がされなかった市町村の事業への支援も含め、具体的な使途について、どのように考え、いつ方向性を明らかにするつもりなのか、知事の所見を伺います。

また、基金の活用においては、市町村を牽引し、道民や事業者にとって十分な効果や成果が得られるよう、公平性や透明性に配慮しつつ、計画的運用に努めるべきと考えますが、併せてお伺いをいたします。

次に、カスタマーハラスメント対策についてです。

７月31日に総務省が自治体向けにカスハラ対策について通知を発出いたしました。雇用主や任命権者等は、本年10月以降、改正労働施策総合推進法などに基づき、カスハラを防止するための雇用管理上の必要な措置を講ずることが義務化されますが、道では既にカスハラ防止条例を制定、施行している中、今般の総務省の通知や改正法の施行等を踏まえ、道庁や総合振興局など、使用者としての職場対策と、道民への普及啓発など、労働政策として、今後どのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、防災・減災対策についてです。

７月28日に発生した熊本地震、並びに、全国各地の記録的豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興と、被災地の安全、安心な暮らしの取戻しを深く祈念いたします。

各地で自然災害が相次いでいる中、本道においても、現在の防災計画や備えで十分なのか、不安の声が上がっています。

熊本県の地震では、猛暑の中での避難生活を余儀なくされ、避難所における暑さ対策が課題となっています。また、避難所の暑さを避けるため、車内で冷房を使用して過ごす避難者がいる一方、ガソリン不足などによる２次的な被害も報告されています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、本道においても、季節や気象条件、停電などの複合的な事態を想定し、避難所の環境整備を含め、防災計画や災害への備えを不断に見直していく必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、地域医療構想についてです。

国は、都道府県において新たな地域医療構想を策定するため、７月にガイドラインを公表しました。構想策定の前提となる構想区域の設定について、ガイドラインは人口20万人を基本としていますが、道の現行の21圏域を見ても20万人を満たすのはごく僅かです。機械的な人口基準によることなく、受療動向や交通アクセスの実態、広域性や医療資源の偏在といった地域事情を十分に踏まえることが求められています。

医療の提供体制は地域住民の暮らしや生活に大きく影響を与えることから、地域の実情に詳しい市町村の意向や意見をしっかりと踏まえることが必要ですが、今後の議論において、地域固有の医療課題をどのように酌み取り、広域な北海道の構想区域をどう考えるのか、知事の所見を伺います。

次に、病院の再編統合についてです。

市立室蘭総合病院や函館赤十字病院など、統廃合に伴う公立・公的病院の閉院決定が相次いでいますが、今後の地域医療構想策定においても、病院の再編統合の議論は避けては通れない問題となっています。

しかし、経営難を理由とした安易な統廃合は決してあってはなりません。地域の医療を担う公立・公的病院に対しては、経営の安定化に向けた十分な財政支援を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、どの地域においても医療人材の不足が問題となる中、統廃合に伴う職員の処遇には十分な配慮を講じるべきと考えますが、併せて伺います。

次に、建設政策に関し、インフラの老朽化対策について伺います。

道民の生活を支える道路、橋、上下水道などの社会インフラの多くは、高度経済成長期を中心に整備されたものであり、経年や自然環境の影響による劣化が確実に進んでいます。

道は、北海道インフラ長寿命化計画を改定し、計画的な点検、補修、更新によって安全性の確保と維持管理・更新費用の平準化を図る方針を示していますが、激甚化、頻発化する自然災害に加え、人口減少や財政状況、資材価格の高騰、人材不足など、計画的な維持管理、更新を進める上での課題は深刻化しています。

劣化したインフラの放置は、人命を失う事故につながるだけではなく、経済活動の停滞を引き

起こすことにもなりかねず、補修、更新の先送りや、地域によって維持水準に差が生じることがあってはなりません。

知事の使命は、道民の命と暮らしを守り、安心、安全を確保することにあります。こうした中、今後、膨大な社会インフラをどのように維持、更新していくのか、知事の所見を伺います。

次に、高規格道路のミッシングリンクの解消についてです。

本道は、広大な地域に都市が散在する広域分散型社会を形成し、人流、物流ともに約９割が自動車交通に依存しています。高規格道路は、主要な都市間や港湾、空港を短時間で結び、農林水産物や工業製品の輸送、観光ルートの骨格として広域観光の周遊を支えるほか、救急医療や災害時の緊急輸送、冬期間の安定した移動経路など、人、物、命をより迅速かつ安全につなぐ基幹インフラです。

しかし、道内の計画総延長に対する開通率は、全国の約92％に対して約68％にとどまり、未整備区間の多くは開通時期すら公表されていません。

地域産業の持続的な成長や地域住民の安全、安心を確保する上でも、ミッシングリンクの解消は、今、最も急ぐべき施策の一つであり、知事として解消に向けた道筋や時期を明確に道民に示す必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、物価高騰対策についてです。

我が会派は、この間、長期化する物価高への対策を再三求めてきましたが、国に対し繰り返し要望を行うという答弁が続き、同じ支援が同じ対象者に繰り返される一方、道として積極的な対応姿勢が見られません。国の支援メニューに限界があるのであれば、道が独自に経済対策を講じ、これまで支援が行き届かなかった人や事業者への支援を行うべきだと考えます。

そこで、北海道経済対策推進本部を指揮する知事として、これまでの物価高対策をどのように検証し、今後、どのような層に、どのような支援が必要と考えているのか、所見を伺います。

また、現在行われている道民生活応援ポイント給付事業では、商品券とともにアンケートも郵送され、世帯構成や就業状況、任意ではあるものの、世帯年収を問う項目もあります。こうしたアンケート結果を今後の経済対策にどのように活用し、道民にどのようにフィードバックしていくのか、併せて伺います。

長引く物価高の影響は、家計はもとより、中小企業の経営や地域経済にも及んでいます。こうした中、インフレ率を上回る賃上げが求められ、労使交渉などを通じて、大企業を中心に、３年連続で５％を超える高水準の賃上げが実施されています。

一方、本道では中小企業が多くを占め、道内雇用の８割を支えているとされていますが、約６割の企業が赤字であり、賃上げの原資を十分に確保できない企業も少なくありません。十分な賃上げが進まず、実質賃金の低下が続けば、道民生活のさらなる疲弊につながりかねません。

こうした状況を知事はどのように受け止め、中小企業の賃上げを実現するため、道としてどのような環境整備や支援に取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、観光振興についてです。

第６期北海道観光のくにづくり行動計画では、地域偏在、季節偏在等を課題とし、宿泊税を活用しながら、鉄道などの広域交通や２次交通の確保、充実、さらには、ＩＲの検討などを掲げています。

こうした取組を実効あるものとするには、バスやＪＲをはじめとする交通政策との連携や、各振興局が地域の課題や観光資源を踏まえて取り組むとともに、計画に掲げる目標値の進捗や施策効果を見える化し、検証、改善していくことが必要であると考えます。

また、ＩＲについては、今後、誘致に進む場合だけではなく、申請期間が延長される場合や誘致を断念する場合も想定され、それぞれ行動計画や目標達成への影響を検証し、必要な対策を講じる視点も重要です。

知事は、宿泊税の活用、各振興局との連携、交通政策などを一体的に捉え、地域・季節偏在の解消に向けて、どのように第６期行動計画を着実に実行していく考えなのか、所見を伺います。

次に、ＩＲについてです。

道は、北海道の地域特性や事業性を踏まえ、中核施設等の施設規模要件の緩和を国に求める考えを示すとともに、ＩＲに関する基本的な考え方では、ＩＲ来訪者を道内各地域へ確実に送客し、その効果を全道へ波及させるとしています。

一方、国の評価基準では、交通の利便性や交通アクセスの改善、インフラ整備なども重要な要素とされておりますが、本道では、黄線区をはじめ、地域公共交通の将来について十分に議論が進んでいるとは言えません。

北海道型ＩＲを実現し、その効果を全道へ広げるのであれば、ＩＲ施設だけではなく、それを支える交通ネットワークの維持強化を一体的に進める必要があります。

知事は、現行制度のどのような点を北海道型ＩＲの課題と捉え、国に見直しを求めるのか、また、道内各地への確実な送客を掲げるＩＲ政策と、地域交通をめぐる現状との整合性をどのように図っていく考えなのか、所見を伺います。

ＩＲの国への認定申請期間は令和９年５月６日から11月５日までとされておりますが、ＩＲは、巨額の民間投資を伴い、交通やインフラ、依存症対策、環境への影響など、本道の将来に、長期間、影響を及ぼす事業であるため、国の申請期限ありきで議論を急ぐのではなく、事業性や候補地、事業者、交通アクセス、社会的影響などを十分に検証する必要があります。

このたび示された基本的な考え方には、今後の取組年次、スケジュールが一切触れられていませんが、知事は、どのような条件が整った段階で申請の可否を判断するのか、また、その判断時期をどのように考えているのか、所見を伺います。

道は、ＩＲの検討を進めるに当たり、道民理解の促進を掲げていますが、そもそも道が言う道民理解とはどの状態を指すのか、明確ではありません。

候補地や事業規模、経済効果、行政負担、交通・インフラ整備、依存症対策など、道民が判断するための具体的な情報すら示さずに、知事は何をもって道民理解が得られたと判断するのか、その具体的な手続や客観的な基準を明らかにすべきと考えますが、所見を伺います。

また、道民理解という言葉が、ある政策では長期間にわたり判断を見送る理由となり、別の政策では国の申請期限を見据えて進めるための手続となるようなことがあってはなりません。

ＩＲについても、申請期限ありきでなく、結論を急ぐことなく、十分な情報公開と議会議論、道民への説明と検証を尽くした上で判断すべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

次に、泊原発の再稼働についてです。

先月、泊原発構内で防潮堤建設工事中に事故が発生し、作業員の方がお亡くなりになりました。心より哀悼の意を表します。

北電は、今回の事故を受け、安全確認には一定の時間を要するとして、防潮堤工事を含む工事を停止し、各工事の総点検を実施しています。また、工事計画における認可審査についても、火災対策をめぐる新たな論点の追加審査が行われるなど、なお審査が続いている状況にあります。

今回の死亡事故は夜間22時過ぎに発生したものであり、原子炉の物理的な安全性とは別に、施工管理や下請体制などを含めた労働安全管理そのものに構造的な問題が見過ごされている可能性も考えられますが、知事の所見を伺います。

また、労働安全管理のみならず、認可審査の終了時期がなお見通せない実態や、ほかの原発において安全管理体制をめぐる問題が相次いでいることを踏まえ、道は、北電に対し、安全体制について独自点検を求め、その結果を定期的に報告させるべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

泊原発再稼働後の電気料金についてです。

本年４月の記者会見で、北電の社長は、電気料金の値下げについて、中東情勢の悪化に伴う燃料価格の高騰などを理由に、分母が上がり、率は減るが、額として月額1000円を堅持したいとの旨を述べたと承知しています。

国の燃料費調整制度の下では、基準となる電気料金が上昇すると、同じ額を値下げしても、率で見た値下げ幅は縮小することから、北電が当初示した11％程度の値下げを実現するには相応のハードルがあると考えます。

知事は、昨年12月の泊原発再稼働の同意判断において、電気料金の引下げが見込まれることを判断理由の一つとしましたが、値下げの程度が変化することについてどのように受け止めているのか、また、再稼働時期の見通しがなお明確になっていない中、値下げがいつ実現するのかについても、知事には道民への説明責任があると考えますが、所見を伺います。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分についてです。

直近の報道によれば、国は、８月31日、茨城県常陸大宮市に対し、最終処分地の選定に向けた第１段階となる文献調査を申し入れました。国が主体的に申し入れるのは２例目とされています。

知事は、これまで、寿都町、神恵内村の両自治体について、概要調査に移行する場合は、道条例を踏まえ、現時点では反対との立場を示してきましたが、国が他地域での文献調査に動き出していることについてどのように受け止めているのか、所見を伺います。

また、核のごみの最終処分場選定における概要調査への移行について、正式な可否あるいは恒久的な反対など、いつまでに、どのような基準で、広域自治体の長として最終的な結論を出すのかを明確にすべきと考えますが、併せて伺います。

次に、地域公共交通の維持確保についてです。

人口減少や運転手不足の深刻化により、道内では、路線バスの廃止、減便が相次ぐとともに、ＪＲ北海道においても、いわゆる黄線区の存続が大きな課題となっています。

地域公共交通は、住民の移動手段であるだけではなく、医療、福祉、教育、経済活動を支える基礎的な社会インフラであり、その維持は本道の持続可能な地域づくりに直結する重要な課題です。

そこでまず、バス運転手の確保についてですが、今後、道内で必要となるバス運転手数をどのように見込んでいるのか、また、これまで実施してきた運転手確保対策の成果と課題について、所見を伺います。

また、第２種運転免許取得支援や運転手・整備士確保対策について、さらなる支援強化が必要と考えますが、併せて伺います。

さらに、地域公共交通の維持に向けては、現行のバスキロ単価制度が本道の地域特性を十分反映していないとの指摘があります。厳冬期の維持管理費や長距離運行などの実情を踏まえた制度見直しを国に求めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、鉄道の路線維持に関し、いわゆる黄線区については、ＪＲ北海道や市町村などによる議論が停滞していますが、路線存続に向けた協議や手法についてどのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

また、ＪＲ北海道は抜本的改善方策を令和８年度末までに取りまとめるとしていますが、これまで実施されてきた利用促進策や活性化策の成果と課題を、知事としてどのように振り返り、今後どうあるべきと考えているのか、併せて伺います。

本道の空の玄関口である新千歳空港は、観光や物流、企業立地を支える重要な拠点であり、その機能強化は本道の成長戦略において極めて重要です。

今年１月には、大雪の影響により、約7000人が一夜を明かす事態が発生しました。再発を防ぐためには、ＪＲ北海道や北海道エアポート、ＮＥＸＣＯ東日本などとの連携強化に加え、空港滞留者対策そのものを再検証する必要があります。

そこで、大雪時における空港滞留者対策について、札幌方面への輸送確保のみならず、苫小牧方面への退避ルート確保、いわゆるスルー化など、複線的な対応策も検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

あわせて、今後のインバウンド需要や半導体関連産業の集積を見据えると、札幌－新千歳空港間の輸送力強化は喫緊の課題です。車両増結に対応するホーム延伸を含めた現実的な輸送力強化策と、中長期的なアクセス機能強化に向けた道の考え方について伺います。

次に、新幹線札幌開業についてですが、この開業延期は、沿線自治体のまちづくりや企業投

資、地域振興に大きな影響を及ぼしています。

早期開業に向けた工期設定の適正化や人員、財源の確保などについて、国や鉄道・運輸機構に対しどのような働きかけを行っているのか、所見を伺います。

また、開業延期により影響を受ける沿線自治体に対し、今後どのような支援や連携を行っていくのか、併せて伺います。

次に、物流の確保についてです。

本年８月の豪雨に伴う室蘭線での脱線事故により、一部区間が10日以上にわたり不通となり、収穫期を迎えたジャガイモをはじめとする農産物の輸送や、道内の物流に大きな影響が生じました。

本道では、トラック輸送への依存度が高く、改正物流効率化法の施行を踏まえた対応も必要となる中、モーダルシフトなどによる輸送の効率化が課題となっています。

その中で、鉄道貨物輸送の重要性は一層高まっていますが、災害等によって鉄道を含む物流網が寸断されれば、地域経済や食料供給に深刻な影響を及ぼしかねません。

そこで、道として今回の事案をどのように受け止めているのか、また、自然災害の激甚化も踏まえ、鉄道、トラック、船舶など、それぞれの輸送手段を組み合わせた、持続可能で強靱な物流ネットワークの構築を早期に取り組んでいく必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、環境等の政策についてです。

道内では、再生可能エネルギーの導入が進む一方、一部地域においては事業の中止あるいは事業者の撤退も見られます。再エネ導入と自然との共生や地域の合意形成が相反するものではなく、地域に必要とされる再エネを導入するための条件整備と努力が必要となってきていると考えます。

イギリスのイングランドでは、生物多様性ネットゲインが制度化され、開発行為に対し、開発前と比較して生物多様性を10％以上増加させることが義務づけられています。これは、開発による自然環境への影響を最小限に抑えるだけでなく、開発後には失われる自然を上回る自然を積極的に生み出し、生物多様性を回復、向上させることを求めるものです。

北海道らしさとも言える大自然や野生生物との共生を推進するために、再エネをはじめとする開発行為に際しても、自然を守るだけでなく、積極的に生み出し、強化していくという考え方を取り入れ、環境への意識と責任を高める施策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、第１次産業の振興に関し、農業政策について伺います。

国は、令和７年度の食料自給率がカロリーベースで37％と、過去最低を更新したと公表しました。また、基幹的農業従事者も、平成12年の240万人から、本年には99万人まで減少するとされるなど、我が国の食料生産基盤は大きく揺らいでいます。

こうした中、本道の生産現場からは、資材価格の高騰や鳥獣被害への対応、第７期北海道農業・農村振興推進計画の実効性確保など、切実な要請が寄せられています。

本道を我が国最大の食料供給基地と認識するのであれば、国への要望だけにとどまらず、道が

主体となって具体的な予算措置や実効性ある対策を講じるべきと考えます。

知事は、食料自給率が向上しない現状と本道の農業、農村の果たす役割をどのように認識しているのか、また、これまでの国への要望事項について、具体的に何が前進し、本道の農政展開にどのような成果があったと考えているのか、所見を伺います。

次に、アメリカ産生食用バレイショの水際対策についてです。

農水省は、アメリカ産生食用バレイショの輸入解禁に向けた手続を進め、今月をめどに病害虫リストを公表する方向で調整しているものと認識しています。

本道は、バレイショの生産量、作付面積ともに最大の産地であり、ジャガイモシストセンチュウをはじめとする病害虫の侵入は、本道農業に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、知事は、今回の輸入検疫をめぐる動きについて、本道農業・農村に及ぼす影響をどのように認識しているのか、所見を伺います。

また、道内関係者を中心に進められている署名活動や意見書の採択などの緊急的な取組を通じて、本道の生産現場や関係機関・団体、道民の声を国の判断に反映させ、万全な水際対策を講ずるよう強く求めるべきと考えますが、併せて伺います。

さらに、将来的に本道農業を守っていくためにも、核ごみ条例同様に、道外からの持込みをさせない道独自の条例を制定し、断固とした強い姿勢を示すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、水産政策に関し、栽培漁業についてです。

本道における水産業は、海水温の上昇や海流の変化など、海洋環境の変化により、スルメイカなどの回遊資源の減少に加え、ホタテガイや昆布など、本道を代表する魚種にも生産の減少が見られるなど、本道の漁業生産は厳しい状況が続いています。

変化する海洋環境に対応しながら本道の水産資源と地域漁業の持続的な発展を図るためには、天然資源に依存せず、安定した漁獲を目指す栽培漁業がこれまで以上に重要となってくると考えますが、道は今後どのように推進していくのか、知事の所見を伺います。

次に、栽培漁業の中でも、より計画的な生産が見込まれるサーモン養殖が全道各地で進められていますが、事業化へ向けた取組の継続には、設備や種苗購入、餌、人件費など、多額の運営費用を要し、さらに、養殖技術の向上や採算性、養殖種苗の安定確保においても課題があります。

サーモンの養殖事業化への支援充実や種苗の安定確保などに向けた体制整備や取組の検討を進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、道産木材の利用拡大についてです。

道産木材の利用は、住宅着工の減少などを背景として、ここ数年、伸び悩んでおり、直近の令和６年度実績では430万立米となっています。道が令和23年度の目標として掲げる540万立米の実現に向けては、品質や性能の確かな道産建築材を安定的に供給できる体制を整備し、需要を確実に伸ばすことが必要です。

そのためには、輸入材が主体となっている住宅分野において、道産木材への転換を図るだけで

はなく、店舗、福祉施設、事務所、観光施設、畜舎など、民間非住宅分野での利用を広げることが重要です。

道として、設計技術支援、コスト比較、事例の横展開、融資・補助制度の活用など、設計から建築までの各段階で道産木材の利用を選択しやすくする取組を強化することが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

また、道自らが、最大の発注者の一つとして、道有施設の新築、改修、内装、家具、外構、治山・土木分野などで道産木材を率先利用すべきです。

道では、北海道地域材利用推進方針を策定し、道が整備する公共建築物について原則として木造化することや、公共土木工事においても道産木材を積極的に利用することを定めており、これらの取組をより推進していく必要があると考えますが、併せてお伺いいたします。

次に、人権等施策に関し、性的マイノリティーの諸課題についてです。

６月16日に、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法に基づく国の基本計画が閣議決定されました。この基本計画では、地域や家庭における広報啓発、社会教育、地方公共団体職員等の理解増進をはじめ、医療・福祉分野における知識の普及、学校における取組、相談体制の整備など、地方公共団体が講ずべき施策が示されており、理解増進に関する施策を策定し、実施するよう努めることとされています。

こうしたことを踏まえ、道としても早期に取り組んでいくことを求めますが、知事並びに教育長の所見を伺います。

次に、外国人労働者の相談体制についてです。

北海道労働局によると、昨年10月末現在、道内の外国人労働者は５万1000人を超え、過去最高となっています。道では、北海道外国人相談センターにおいて、生活や仕事、在留手続などの相談に多言語で対応していますが、職場での労働環境、人間関係などの困難を抱えていても、言語や通信手段の問題、勤務時間に加え、勤務先との関係や職場内での立場などを考慮し、相談をためらうケースもあります。

必要なときに安心して相談できる環境を整える体制が必要ですが、外国人労働者の相談体制を今後どのように充実していく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、北方領土対策についてです。

北方領土返還要求運動については、８月21日、北海道・東北国民大会が札幌市内で開かれました。大会長の鈴木知事は、プーチン大統領の択捉島訪問を受けてロシアを強く批判し、これまで以上に緊迫感と危機感が強い大会となりました。

元島民の高齢化が進む中で、元島民３世に当たる参加者が北方領土問題の風化への危機感を語り、運動の継続を呼びかけたことは新たな希望の種となるものと考えます。

墓参やビザなし交流などは、ロシアのウクライナ侵攻による影響で停止され、再開のめどが立たない状況が続く中、どのように元島民の思いに寄り添うのか、また、ロシアが強硬な手段に出ている中で、この運動を今後どう展開していくのか、知事の所見を伺います。

次に、教育課題に関し、教員の確保についてです。

教員不足は、本道教育における喫緊の課題です。今年度の北海道教員採用候補者選考検査の志願倍率は全体で1.3倍にとどまり、小学校1.0倍、特別支援学校0.6倍と、極めて厳しい状況が続いています。

道教委が本年から開始した、北海道みらいの教員プロジェクトは、高校から大学、採用までを見据えた人材育成の取組ですが、教員志願者の増加や道内定着にどのような効果を見込んでいるのか、教育長の所見を伺います。

また、今後の札幌校や旭川校への展開に当たり、教育大学や高校との連携をどのように強化し、地域に必要な教員の確保につなげていく考えなのか、併せてお伺いをいたします。

次に、教員の働き方改革についてです。

これまでも様々な取組が進められてきましたが、学校現場からは、多忙感の解消を実感できないとの声が依然として聞かれます。とりわけ、教員不足による欠員が常態化している学校では、１人当たりの業務負担が増大し、働き方改革の効果が十分に現れていない状況も見受けられます。

そこで、時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とする国の基準に対し、現在の達成状況をどのように認識しているのか、教育長の所見を伺います。

また、年度当初からの欠員や病気休暇等による欠員が学校運営に大きな影響を及ぼしていることから、採用数の確保や代替教員の機動的配置など、欠員対策の強化に取り組むべきと考えますが、併せてお伺いをいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）民主・道民連合、沖田議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢等に関し、まず、人口減少への対応についてでありますが、道では、これまで、累次にわたり総合戦略を策定し、子育て環境の充実や、産業、雇用の創出など、様々な取組を進めてきたところでありますが、合計特殊出生率は全国平均を下回る状況が続き、自然減の拡大、女性や若年層の転出超過や人口の地域偏在等の課題を抱え、総人口が500万人を下回るなど、全国を上回るスピードで人口減少が進行しており、依然として大変厳しいものと受け止めています。

私としては、人口減少対策は、本道や各地域の実情に応じ、長期的な展望に立った息の長い取組が必要であると考えており、ＡＩ、ＤＸや食、エネルギーといった本道の強みを生かした産業展開を図るとともに、地域の魅力発信や、効果的な移住、定住の取組促進、さらには、人口減少社会に適応した持続可能な地域づくりを進めるなど、自然減対策、社会減対策の両面から粘り強く取り組んでまいります。

次に、地域未来戦略についてでありますが、国では、北海道における戦略産業クラスターとして、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の全国最多となる三つの分野で計画を策定し、今後は、食と

観光を加えた四つの分野において、北海道の地域未来戦略を推進することとしています。

道としては、北海道経済産業局をはじめ、関係機関の方々と緊密に連携しながら、企業誘致や産業振興等の取組を通じた計画の着実な推進を図るとともに、半導体や宇宙、風力発電の分野への道内企業の新規参入や取引拡大、道内各地でのＡＩや衛星データの利活用の進展など、地域未来戦略の効果が全道へ波及するよう取り組んでまいります。

また、食・観光分野については、本道経済を支える基幹産業であるため、道としては、地域が主体となって取り組む地場産業成長プラン等を策定することとし、国に対しても、今後の戦略産業クラスターの策定を働きかけることで、本道へのさらなる産業集積や地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、副首都についてでありますが、災害時の首都中枢機能の代替と平時における分散型経済圏の中核となる副首都は、複数の道府県が指定される可能性があり、仮に指定された場合には、国の機関等の拠点の整備をはじめ、交通施設の整備、規制緩和や民間の投資促進策など、国の講じる施策を通じて、道民の皆様の命や暮らしを守ることにもつながるとともに、北海道全体が多極分散型の経済圏の一つとなることで、本道経済のさらなる活性化につながることが期待されます。

一方で、今後制定される政令において指定要件が示されるとともに、基本方針や副首都ごとに制定される整備方針で詳細が定められることから、まずは、政令で北海道を含む複数を対象とすることや求められる機能を国が示すことなどについて、担当大臣に要望を行いました。

また、市長会や町村会には道の考え方を説明し、賛同を得ているとともに、全道の市町村に対し、法案成立以降、振興局からの情報提供のほか、ウェブ会議を開催しており、道議会の皆様に対しては、常任委員会での報告や会派主催のヒアリングの場などで、随時、御説明させていただいており、今後も、進捗に応じて、様々な機会を捉えながら、理解を深めていただけるよう、丁寧に対応してまいります。

次に、大阪府との連携についてでありますが、大阪府と北海道は、東京圏との同時被災リスクが低く、人口や経済規模、国の行政機関の集積等から、首都中枢機能を補完、代替する能力があること、大阪府は技術力のある大手企業が集積する一方、北海道は、新たな技術の実証フィールドや食料・エネルギー供給地域としての役割を果たすなど、異なる強みを発揮し、相互に連携することで、多極分散型の経済圏を形成し、国の成長と両地域の活性化につなげることが期待されます。

このため、大阪府とは、府知事が来道する機会を受けて、連携協定を締結することとしたところであります。

また、副首都の指定要件である必要な地方行政体制については、今後制定される政令の要件を確認する必要がありますが、札幌市との協議では、特別区の設置などではなく、連携協約の締結を前提とし、北海道全体としての経済圏の形成と札幌市の都市機能を生かした首都中枢機能の代替という観点から、道と市の役割分担や連携の在り方等について検討してまいります。

次に、夕張市への支援についてでありますが、道では、これまで、財政再建と地域再生の取組を着実に推進するため、職員の派遣といった人的支援のほか、再生振替特例債に係る利子負担や地域づくり総合交付金などによる支援を行ってきました。

現在、市では、令和11年度の財政再生計画の終了を見据え、新たなまちづくりの指針となる総合計画の策定を進めており、道としても、市の政策立案等をサポートするため、本庁と振興局、総務省が連携した支援チームを立ち上げたところです。

道としては、夕張市が、コンパクトシティーの取組の推進や地域産業の振興など、人口減少が進む中にあっても持続可能なまちづくりを進めていけるよう、今後、取り組んでいく施策の方向性等を丁寧に伺いながら、将来に向けた政策を共に考え、自律に向けて円滑に移行できるよう、支援を行ってまいります。

次に、行財政運営に関し、まず、地域活性化に向けた取組についてでありますが、人口減少が急速に進行する中、地域を維持発展させていくためには、地域の特性や多彩な地域資源を活用した取組を進めていくことが重要であり、道では、市町村等と連携の下、連携地域別政策展開方針を策定し、国の交付金や地域づくり総合交付金などを活用しながら、地域の魅力発信や観光振興、１次産業の生産性向上といった地域課題の解決に取り組んできたところであります。

国においては、これまでの地方創生で進めてきた取組とともに、地方経済の再生と成長を実現していく地域未来戦略の取組を進めることとしており、道では、こうした国の動きも踏まえ、従来の取組に加え、産業クラスターの形成等によるエネルギー、デジタル、食といった本道の強みを生かした産業振興と人材の集積を図り、未来への投資の効果を全道に広げることにより、本道全体の発展につなげてまいります。

次に、地域未来基金についてでありますが、国では、地域未来戦略に基づき、産業クラスターの形成や地域の産業、経済の持続的な成長を図ることとしており、都道府県の取組を支援するため、今年度の普通交付税において地域未来基金費を創設したところであります。

道では、こうした国の趣旨を踏まえ、北海道地域未来基金を設置することとしたところであり、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の３分野の戦略産業クラスター計画の全道への波及をはじめ、地域未来戦略に資する道の取組や市町村への支援に本基金を活用することを想定しており、本定例会の議論を踏まえ、その使途や運用期間といった制度の全体像を次の定例会までにお示しし、基金の効果的かつ計画的な活用に努めてまいります。

次に、防災対策についてでありますが、熊本地震や千葉豪雨などでは、家屋の倒壊や道路の寸断、短時間での集中的な大雨等により、インフラやライフラインに甚大な被害が発生しており、大規模災害に備えた対策を着実に推進していくことが重要と改めて認識しております。

道では、これまでの災害で得られた教訓などを踏まえ、避難所に指定された道立学校へのエアコン整備をはじめとした暑さ対策や、車中泊避難者の皆様への対応を盛り込んだ地域防災計画等の見直しを行うとともに、国や市町村、防災関係機関に加え、住民の方々にも参加いただき、厳冬期における停電や断水を想定した避難所運営訓練を実施するなど、地域防災力の向上にも取り

組んでいます。

道としては、暑さ対策や車中泊避難者の皆様への対応等、このたびの災害を踏まえた国における検証作業も注視し、より実態を反映した計画となるよう見直すなど、引き続き、関係機関の方々と緊密に連携協力して、道民の皆様の命と暮らしを守る防災対策に取り組んでまいります。

次に、地域医療構想の策定についてでありますが、広域分散で医療資源の偏在が著しい本道においては、他県とは医療を取り巻く環境が大きく異なることから、地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要です。

道では、国に対し、都道府県の意見を十分に踏まえたガイドライン等となるよう、要望を行ってきたところであり、本年７月に公表されたガイドラインでは、構想区域について、人口20万人以上を基本としつつ、受療動向や交通アクセス、医療資源の状況などを踏まえて柔軟に設定することとされており、現在、２次医療圏ごとの受療動向などの客観的なデータをお示しし、北海道総合保健医療協議会で構想区域の在り方を御議論いただいているところであります。

道としては、各圏域に設置している地域医療構想調整会議のほか、医療関係者、行政関係者の方々とも個別に意見交換を行うなど、地域での丁寧な協議を重ねながら、2040年を見据えた持続可能な医療提供体制の構築に向け、検討を進めてまいります。

次に、建設政策に関し、まず、社会資本の維持等についてでありますが、広大な面積を有し、都市が点在している北海道では、道民の皆様の暮らしや産業活動において、インフラが果たす役割は大きく、社会資本の整備とともに、今後の老朽化を見据えた適切なメンテナンスが重要であります。

国が、自然災害やインフラ老朽化等に対応して重点的に投資を行う方針を示す中、道としては、物価の上昇を踏まえ、開発予算要望を増額するなど、社会資本の充実に必要な予算の確保に努めるとともに、北海道インフラ長寿命化計画の下、約５割のコスト減が見込まれる予防保全の推進はもとより、技術職員が不足している市町村への支援や、ＡＩ、ＤＸの導入を図るなど、効率的、効果的な維持管理を進めながら、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

次に、高規格道路についてでありますが、高規格道路は、物流の効率化や地域の活性化、観光振興に加え、救急搬送や災害時における代替性の確保など、本道の持続的な発展や強靱化に欠かせない重要なインフラと認識しています。

多くの未整備区間が残る高規格道路網の整備促進のためには、必要な予算の確保はもとより、道民の方々や本道を訪れる多くの皆様に、その必要性や整備効果などについて理解していただくことが重要であることから、道では、道内各地でのパネル展や道外の方々への情報発信に加え、市町村長や地域の方々にも参加いただき、意見発表を行う、道路整備を求める東京大会を開催するなど、様々な取組を進めてきたところであります。

道としては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、本道の高規格道路における未整備区間の早期解消や開通時期の早期公表等について、市町村や地域の皆様と一体となり、国などに対

し求めてまいります。

次に、経済対策の効果検証についてでありますが、道では、経済対策策定に当たっては、事業の利用状況や利用者の皆様の声、様々な団体の方々からの御意見等を踏まえ、その効果を検証し、支援の継続や見直しを判断する重要な視点としてきたところであり、今回の経済対策においても、こうした検証に取り組むとともに、個人を含めた幅広い方々からの声に真摯に耳を傾け、今後も、変化する経済情勢や国の政策動向も踏まえ、時期を逸することなく、国に対して具体的な要望を行いながら、日頃から幅広い視点で必要な対策を検討し、直面する課題に適切に対応してまいります。

また、今回の経済対策では、初めて、道民全世帯を対象に生活応援ポイント給付事業に取り組んだところであり、この中では、アプリのアンケート機能やギフトカードに同封したアンケートを通じて、事業を知ったきっかけや家計の負担軽減効果に加えて、申請手続やアプリ機能の改善点など、幅広い視点で御意見を伺うこととしています。

道としては、寄せられた御意見等も参考に、支援内容はもとより、事業の利用しやすさや使い勝手といった観点でも効果検証を行い、今後の取組につなげてまいります。

次に、賃上げに向けた取組についてでありますが、本道の実質賃金は、４月以降、プラスに転じているものの、足元での物価高やエネルギー価格高騰の影響を受け、道民の皆様の生活や企業の方々の経営は厳しい状況が続いており、道としては、中小・小規模事業者の皆様の賃上げ原資を確保するため、物価高などに対応した適切な価格転嫁や、生産性の向上を図り、事業者の皆様の稼ぐ力を高めることが必要と認識しています。

このため、道では、国や関係機関の方々と連携し、中小受託取引適正化法等の周知徹底や相談体制の確保、取引の適正化に向けた意識改革など、価格転嫁の円滑化に努めるとともに、生産性の向上に向け、業務効率化につながる設備導入や販路拡大、新商品開発等を支援してきたほか、事業者の皆様の相談に応じ、専門家の方々によるきめ細かな伴走支援に取り組んできたところであります。

私としては、今後とも、北海道政労使会議の構成員の方々と連携し、オール北海道で環境整備に努め、持続的、構造的な賃上げの実現につなげてまいります。

次に、観光施策に関し、まず、北海道観光のくにづくり行動計画の推進についてでありますが、計画の目指す姿の実現や目標の達成に向けては、地域の実情や課題を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、施策の進捗や効果を検証し、改善につなげていくことが重要であります。

このような考えの下、道では、毎年度、各振興局において、市町村や観光関係団体の皆様との意見交換会や個別ヒアリングなどを行い、地域の実情や課題、取組状況を整理した上で、全道的な課題は、旅行業や交通・宿泊関連団体等の皆様との意見交換などを通じて把握し、全庁横断的な推進本部において、施策の推進状況と対応方向を取りまとめることとしたところであります。

道としては、地域ごとの課題と幅広い観光関連産業の全道的課題を丁寧に把握し、情勢の変化にも柔軟に対応しながら、宿泊税も活用し、より一層の施策の強化充実を図り、計画に掲げる、

観光消費額の拡大、地域偏在や季節偏在の解消、旅行者、観光業従事者、地域住民の満足度向上の基本目標の達成に向けて、実効性ある取組を進めてまいります。

次に、ＩＲの今後の進め方などについてでありますが、道では、基本的な考え方の改訂を通じて、有識者懇談会における御議論をはじめ、市町村や事業者の方々からの御意見をいただきながら、立地に関心のある市町村における候補地の特定、事業者の方々による投資採算性や持続可能性の評価といった事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保など、ＩＲを取り巻く環境変化等を踏まえ、明らかにした課題について、段階ごとに検討を重ね、北海道ＩＲの可能性を追求していくことが重要と考えています。

道としては、まずは、国に対し、北海道の特性を生かしたＩＲの実現に向け、要望を行うとともに、次の段階となる基本構想に向け、市町村や事業者の方々と検討を進めることとし、基本的な考え方でお示しした課題解決に道筋をつけていけるよう取り組んでまいります。

次に、ＩＲの道民理解についてでありますが、道では、今後、ＩＲの検討を進めていくに当たっては、このたび取りまとめた基本的な考え方でお示しした課題解決に向けた検討に加え、道民の皆様に対し、ＩＲが立地することによるメリット、デメリットの両面をお示ししながら、御理解を促進していくことが重要と考えています。

道としては、こうした考えの下、市町村や事業者、関係機関の方々とともに、候補地の特定やＩＲ施設の事業性など、北海道ＩＲの具体化に向けた検討を段階的に進め、こうした取組状況について、道議会での御議論はもとより、まずは、道民の皆様に、説明会等の開催を通じ、御意見などもお伺いしながら、ＩＲについて理解を深めていただく取組を進めていく考えであります。

次に、エネルギー政策等に関し、まず、泊発電所の安全性についてでありますが、北電では、今回の死亡事故を受け、同様の労働災害を発生させないため、泊発電所内の全工事の総点検を実施し、安全管理体制の確認と再発防止対策が行われていると承知しています。

道としては、北電に対し、今後このような事故が起きることのないよう、作業員の方々の安全確保について、今まで以上に、より一層の注意を図り、安全対策工事を進めていただきたい旨を申し入れたところでございます。

また、原子力発電所の保守運営に係る安全性については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みで確保するとして、原子力規制委員会の原子力規制検査、及び、北電の泊発電所安全性向上計画に基づく取組が行われ、それらの結果については、道も定期的に報告を受けているところであります。

私としては、北電に対して安全対策の徹底を申し入れていた中で事故が起きたことは遺憾であり、北電には、常に緊張感を持って安全性向上に向けた不断の努力を継続していただきたいと考えております。

次に、電気料金の値下げについてでありますが、北電では、昨年10月、一定の前提条件で試算した再稼働後の電気料金値下げの見通しを発表し、11％、月1000円程度の値下げを目標に、今後も経営効率化の深掘りを行いながら、お客様の期待に応えていきたいと説明しているところであ

ります。

道としては、エネルギー価格が高騰している中、電気料金については、道民の皆様の関心も高いことから、これまでも様々な場面で、北電には、道民の皆様の期待に応えるよう、しっかりと対応いただきたいと申し上げてきており、引き続き、その取組状況を注視するほか、同社に対し、電気料金の値下げの内容や時期について、道民の皆様に丁寧な説明を行うとともに、道民負担のさらなる低減に向け、聖域を設けない経営効率化に取り組むなど、最大限の企業努力を行い、その成果について、できるだけ早く還元するよう求めてまいります。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分についてでありますが、道では、これまで、国に対し、最終処分の問題は国民的な議論が必要な問題であることから、電力の消費地を含めた全国において理解促進に努めることや、国が全国の適地を調査し、候補地を絞り込むなど、選定プロセスの見直しについて求めてきたところであります。

今般の常陸大宮市や３月に小笠原村に対して行われた国からの文献調査の申入れは、こうした道の要望も踏まえた国の具体的な取組の一つと認識しています。

また、最終処分法では、概要調査地区を選定しようとするときは、経済産業大臣から知事等に意見照会を行うことになっており、私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、必要な国の手続が経られた後に、道議会の御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、ＪＲの黄線区についてでありますが、抜本的な改善方策の取りまとめに向けては、地域で進めてきたこれまでの取組などを踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが重要であります。

道としては、ＪＲに対し、地域との協議に臨むため、これまでの検討状況や、今後に向けた方向性を早急に示すことを求めており、地域の協議や抜本的な改善方策の取りまとめに向け、これまで以上に国との連携を密に図りながら、ＪＲ、沿線自治体とともに、幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

また、道では、これまで、鉄道活性化協議会を中心に様々な利用促進策を進め、観光列車の新たな旅行商品の造成などにつながっているところでありますが、利用者のさらなる拡大に向けて、引き続き、関係者の皆様と連携を図りながら、効果的な利用促進策を切れ目なく展開してまいります。

次に、新千歳空港における滞留者対策等についてでありますが、道では、国や関係事業者の方々等で構成する滞留者解消連携会議に参画し、ＪＲ北海道と北海道エアポートとの情報共有体制の強化や、空港連絡バスのピストン輸送の運行条件の見直しとともに、羽田行きの航空便が多数欠航した場合に苫小牧港のフェリーを活用するための臨時バスの運行といった対策を講じてきており、道としては、引き続き、関係機関の皆様と連携しながら、滞留者解消に向けた取組の改善を図ってまいります。

また、新千歳空港の鉄道アクセスについては、抜本的な改良により、札幌と空港間の輸送力の増強はもとより、冬季における安定輸送の確保等、様々な効果が期待されることから、スルー化も含めた抜本的な改良の実現に向け、国に働きかけてきたところでございます。

道としては、国による調査を求めてきていることから、今後も、引き続き、国の対応を注視しながら、関係者の方々と連携した対応を図るなど、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に、北海道新幹線の札幌延伸についてでありますが、道では、開業遅れに伴う道民の皆様の不安や懸念の払拭に向け、本年５月、北海道新幹線建設促進期成会において、一日も早い完成、開業を国に求める決議を行うとともに、仮に札幌開業が2038年度末の場合にあっても大きな経済効果が見込まれるとの調査結果を取りまとめ、国に対し、開業時期の早期明示や建設財源の確保などについて、道議会をはじめ、沿線自治体や経済団体の方々によるオール北海道で要望を行ったところでございます。

道としては、国の成長戦略において本道が大きな役割を果たしていくためにも早期の開業が必要不可欠との認識の下、引き続き、安定的かつ大量輸送を可能とする新幹線の必要性を訴えていくとともに、国に対し、地方負担の軽減や、開業遅れに伴う影響を緩和する包括的な支援を求めていくなど、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

次に、物流体制の確保などについてでありますが、農産物の本州への出荷が最盛期を迎える中、このたびの大雨により発生した貨物列車の運休は、トラックや船舶による代替輸送の確保が図られたものの、全道でコンテナが滞留するなど、荷主や事業者の方々への影響が生じており、改めて、自然災害等における交通、物流の維持が重要な課題であると認識しております。

道では、これまで、国や物流事業者、関係団体の皆様と連携を図りながら、地域間物流の確保に資する道の駅などを拠点とした中継輸送の実証や共同輸送のマッチング等に取り組んできたところであります。

道としては、モーダルシフトの推進などによる強固な物流ネットワークの構築に向けて、荷主や物流事業者の方々等へのヒアリング等を通じ、本道の物流が抱える課題の把握に努めるとともに、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおいて災害対応力の向上に向けた方策を検討するなど、引き続き、道民の皆様の暮らしや経済を支える社会基盤である安定的な物流体制の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、生物多様性の保全についてでありますが、本道の多様な生物がつくり出す豊かな自然環境を将来にわたり保全していくには、法令に基づく保護区域の適正管理だけではなく、道内全域で生物多様性の回復等を図っていくことが重要であります。

道では、これまで、道による河川等の保全事業の実施はもとより、企業の皆様による希少生物の保護活動の支援、さらには、開発事業者の方々に対する緑化といった環境保全の取組を促進するなど、具体的な配慮行動につながるよう取り組んできたところでございます。

道としては、企業の皆様等に対し、優良な活動を国が認定する自然共生サイトへの登録を働きかけ、先進事例を積極的に周知するとともに、希少種の保全等の功績をたたえる表彰制度を設け

るなど、環境意識の醸成を図りながら、本道の生物多様性の保全、さらには、その回復と創出に向けたネイチャーポジティブへの取組を着実に進めてまいります。

次に、本道農業・農村の振興についてでありますが、我が国の食料自給率が40％を下回る水準で推移している主な要因としては、自給率の高い米の消費が減少しているほか、小麦、大豆等の穀物や油脂原料の輸入依存度が高いことによるものと認識しています。

このような中、本道の農業、農村は、大規模で専業的な経営体が主体となり、地域コミュニティーを維持しながら、農畜産物を安定的に生産、供給し、我が国の食料安全保障の確保に貢献してまいりました。

道としては、国の予算も効果的に活用しながら、輸入に多くを依存している小麦、大豆等の生産対策を進めるとともに、道独自で基盤整備に係る農家負担軽減対策などに取り組むことで、本道農業・農村の生産力や競争力の強化、農村地域の強靱化が図られたと考えており、今後とも、このような取組を進めることで、我が国の食料自給率の向上に最大限貢献してまいります。

次に、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、本道のバレイショは、全国の生産量の８割を占める畑作農業における主要な輪作作物であり、本道が、我が国の食料安全保障に貢献していくためにも、将来にわたり、安定的に生産、供給していくことが重要であります。

こうした中、国は、科学的根拠に基づき、相手国と協議を行うというＷＴＯのルールに従い、令和２年から米国からのバレイショ輸入解禁要請を受け付け、この間、病害虫のリスク評価が行われてきたと承知をしており、今後、国では、病害虫の侵入を防止するリスク管理措置について協議が行われることとされています。

道としては、バレイショ生産に悪影響を与える病害虫の侵入は、万が一にもあってはならないと考えており、検疫協議の動向を注視しながら、バレイショの安定生産に支障を来すことのないよう、米国との協議への厳格な対応と、不安を感じている生産者の皆様への丁寧な説明を国に求めてまいります。

次に、栽培漁業の推進についてでありますが、近年、海水温の上昇等の影響により、主要魚種が減産する中、漁業生産の回復と安定化を図るためには、海洋環境を踏まえた増養殖の取組を着実に進めることが重要であります。

道では、これまで、ホタテガイ種苗の安定確保を図るため、産卵状況のモニタリングや採苗技術の改良を進めるとともに、陸上で育成した昆布の幼体を漁場に投入する増殖手法の開発、マツカワやニシンの資源づくりの安定化に向けた放流手法の改善などの取組を進めているところであります。

道としては、今後とも、道総研水産試験場等と連携し、海水温や餌となるプランクトンの発生状況を把握するなど、本道周辺の海洋環境の把握に努めながら、環境変化に対応した栽培漁業を推進してまいります。

次に、サーモン養殖への支援についてでありますが、道内19地区でサーモンの試験的な養殖が行われている中、事業化に向けては、安定生産はもとより、コスト削減や付加価値向上等を進

め、採算性を確保していくことが重要と認識しています。

道では、これまで、サクラマス養殖の実証試験に取り組み、生残率を高めるための飼育技術や、付加価値の高い販売方法等の検討を進めているほか、漁業者等の方々が取り組むサーモン養殖施設の整備などに支援しているところでございます。

道としては、実証試験で得られた成果を、漁業者等の方々の取組に活用されるよう普及を図るとともに、全国的にサーモン養殖への機運が高まる中、種苗の安定供給に向けて、サケ・マス増殖事業団体による種苗生産の実証試験に支援するなど、漁業関係者の方々が、収益性の高い養殖を営めるよう取り組んでまいります。

次に、道産木材の利用拡大についてでありますが、近年、住宅着工戸数の減少等により、木材需要が低迷する中、店舗や事務所など非住宅建築物では、道産木材の活用が進みつつあるため、さらなる利用拡大に取り組むことが重要であります。

道では、これまで、設計技術者等を対象とした木造建築に関する研修会の開催や、モデル的な民間施設の建設費への助成、さらには、「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」の登録と普及などを通じ、企業による道産木材の活用を促してまいりました。

また、道としては、北海道地域材利用推進方針に基づき、道有建築物である庁舎や交番等の木造化や、道が発注する工事における木製土木用資材の活用など、道が率先して木材の利用を進めてきたところであり、引き続き、市町村や民間への波及を図るなど、非住宅分野における道産木材の一層の需要拡大を図ってまいります。

次に、人権等施策に関し、まず、性的マイノリティーに関する取組についてでありますが、道では、これまで、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法の趣旨を踏まえ、関係機関の皆様と連携しながら、フォーラムの開催や動画配信など、多様な手法を用いて性的マイノリティーの方々に対する理解促進に向けた啓発活動を進めてまいりました。

こうした中、本年６月の基本計画の策定を受け、国においては、新たに研修動画等を作成し、各自治体に対して、その活用を含め、理解増進に向け、適切に取り組むとともに、10月中旬に説明会の開催を予定している旨、通知があったところであります。

道としては、現在、庁内各部、道警察及び道教委で構成する人権施策推進本部において、広報啓発活動の一層の推進や相談対応研修の充実など、必要な施策の検討を国の動きを踏まえながら進めており、今後、関係機関の皆様との役割分担の下、家庭、地域、職場等での理解を広げ、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、外国人向けの相談体制についてでありますが、本道の産業や暮らしを支える外国人材の定着を図るためには、地域の一員として、安心して働き暮らすことができる環境整備が必要です。

このため、道では、北海道外国人相談センターを設置し、対面や電話、メールのほか、ＳＮＳでの相談を多言語で受け付けるとともに、休日相談や、相談員が地域に出向く移動相談会も実施するなど、外国人の方々がより相談しやすい体制の構築に努めてまいりました。

在住外国人の方々が増加を続ける中、道としては、引き続き、市町村等と連携し、新たに来道される方々に相談センターの周知を図るとともに、広く在住外国人の皆様にＳＮＳを活用し、定期的に紹介することに加え、受入れ企業の方々に対してもＷｉ－Ｆｉをはじめとした居住環境整備の必要性について周知を行うほか、より身近な市町村において相談窓口の設置が進むよう、十分な予算の確保や支援の充実を国に要望するなど、道内に住む外国人の方々が、地域でより一層活躍することができる環境づくりを進めてまいります。

最後に、今後の北方領土返還要求運動等についてでありますが、先日のプーチン大統領の択捉島訪問は、元島民の方々はもとより、道民、国民の皆様の感情を深く傷つけるものであり、断じて受け入れられるものではないことから、国に対し、北方四島の一日も早い返還実現に向け、毅然とした態度を示しつつ、強い意志を持って外交交渉に取り組まれるよう、強く要請したところでございます。

道としては、北方墓参をはじめとする四島交流等事業の実施が見通せない中、元島民の皆様の身体的負担を軽減し、慰霊事業への参加機会の確保を図るため、今年度、初めて洋上慰霊に加えて上空慰霊を実施するなど、元島民の皆様の声を伺いながら、各般の施策を進めているところでございます。

また、北方領土の早期返還を願う国民の総意を示し続けることが政府の外交交渉の後押しにつながるものと考えており、関係団体の方々とも連携を図り、効果的な啓発活動を展開しながら、今後とも返還要求運動に粘り強く取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）公立・公的医療機関への支援についてでありますが、公立・公的医療機関は、救急や小児・周産期医療といった不採算医療を担うなど、地域において重要な役割を果たしていますが、その経営状況は大変厳しいものと認識をしてございます。

このため、道では、これまで、重点支援地方交付金を活用した医療機関への支援等に加え、全国知事会とも連携をしながら、国に対し、財政措置の充実について要望を行い、令和８年度には、物価、賃金の上昇と連動した診療報酬の改定や、地方財政措置の拡充が図られたところであります。

公立・公的医療機関の再編や機能統合等の具体的な協議を進めるに当たっては、医療従事者の確保や安定的な経営基盤の整備が重要でありますことから、道としては、地域の医療機関から丁寧に御意見を伺うとともに、施設整備や職員の確保などの課題に応じた取組を進めるほか、医療機関の役割分担に関する意見交換の場に参画をするなど、将来を見据えた医療提供体制構築に取り組む地域への支援の充実を図ってまいります。

○副議長梶谷大志君　副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）まず、カスタマーハラスメント対策についてでございますが、道で

は、令和６年11月に、カスハラ防止に関する基本理念や、道、事業者等の役割、基本的施策などについて定めたカスハラ防止条例を制定するとともに、カスハラの考え方や対処方法など、具体的な事項を取りまとめた指針を昨年３月に策定したところでございます。

また、条例等の制定を踏まえまして、職員向けにガイドラインやマニュアルを整備し、カスハラ相談窓口の設置や組織的な対応などを定めているところであります。

道といたしましては、今般の改正労働施策総合推進法の内容等について、セミナーやホームページなどを通じて広く周知を図りますとともに、様々な主体によるカスハラ対策の取組を支援していきますほか、条例や指針はもとより、職員向けの対応ガイドラインの規定について、法改正等の趣旨や社会情勢の変化を踏まえまして、適切に対応してまいります。

次に、観光施策に関し、ＩＲの検討課題などについてでございますが、北海道らしいＩＲの検討を進めていくためには、本道は、人口規模が大きい大都市圏とは異なる立地環境でありますため、昨今の建設費の高騰などと相まって、投資採算性や事業継続性の確保が重要な課題の一つと認識をしております。

こうした考えの下、地域の創意工夫と民間活力を生かすというＩＲ制度の趣旨を踏まえまして、道といたしましては、ＩＲ検討の選択肢を広げる観点から、ＭＩＣＥ施設や宿泊施設の施設基準の緩和などについて、国に対し、今後、要望を行う考えであります。

また、本道観光におきましては、地方空港の活用や、鉄道、バスといった観光地への２次交通など、旅行者の方々の移動利便性の向上は課題となっておりますことから、ＩＲの送客機能につきましても、来訪者を道内各地へ確実に送客し、滞在してもらう仕組みの構築が必要と認識しております。

道といたしましては、ＩＲは地域の課題解決のための手段でもあるとの考えの下、納付金の活用も含めまして、旅行者の移動利便性向上はもとより、広く地域振興に資する取組について、幅広い観点から検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　副知事加納孝之君。

○副知事加納孝之君（登壇）まず、副首都構想への対応に関し、これまでの施策との関係についてでございますが、分散型の国土形成を目指すバックアップ拠点構想につきましては、平成26年度に策定した北海道強靱化計画に趣旨が引き継がれ、継続して国等に要望を行ってきておりますほか、防災庁の誘致につきましては、防災機能の充実強化といった効果が期待されるとの考えの下、要望しており、こうした取組は、国家社会機能の継続性の確保と人口、経済の分散配置といった法の目的と整合するものであり、副首都の実現に向けた検討と併せ、引き続き取り組んでまいります。

また、副首都法では、国の機関等の拠点の整備や交通施設の整備、まちづくりの推進などの施策が令和12年度末までの間に集中的に推進されるとともに、国におきましては、副首都の整備に必要な法制上、財政上または税制上の措置などを講ずるものとされておりますが、今後、国から

示される政令や基本方針などで具体化される内容を見極めながら、引き続き、国に対し要望を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、バス運転手の確保等への対応についてでございますが、道では、これまで、就職相談会の開催や移住施策と連携したプロモーションはもとより、利便増進実施計画の策定を通じた運転手の実労働時間の軽減などに取り組み、道が実施いたしました雇用充足率の調査では、前年と比べ、約４％から約19％と改善したものの、高齢運転手の退職などにより、依然として多くの事業者が人材不足に直面しているものと認識しております。

このため、道では、事業者からの声を踏まえ、今年度から、事業者による外国人材の採用活動の伴走支援を行いますとともに、北海道バス協会と実施してまいりました大型２種免許の取得費用に対する助成額の見直しなど、取組の強化を図っているほか、現在、人手不足をはじめとする様々な交通環境の変化を捉えました地域交通支援制度の検討を進めているところであります。

また、バス路線の維持確保に向けましては、必要な予算の確保はもとより、長大路線を抱える本道の地域事情を加味し、国補助額と実欠損額の乖離が生じないよう、地域の実情を反映した補助制度の充実強化などにつきまして国に要望してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）民主・道民連合、沖田議員の代表質問にお答えいたします。

まず、人権等施策に関し、性的マイノリティーに関する取組についてでございますが、全ての人が相互に尊重し合いながら、包摂的な共生社会の実現を目指すため、国の基本計画に示された取組を着実に進めることが重要と考えております。

道教委では、これまで、国の通知を踏まえ、各学校に対し、基本計画の内容を周知いたしますほか、各学校において、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒が相談しやすい環境の整備に努めますとともに、社会教育関係者を対象とした研修会を開催し、理解の促進に取り組んでまいりました。

今後は、こうした取組に加え、教職員や社会教育関係者、ＰＴＡなどを対象とした会議におきまして、専門家や当事者の講義を実施し、性的マイノリティーとされる児童生徒の自己実現を支援するために必要な知識を普及いたしますとともに、教職員向け研修資料の活用を促進いたしますほか、人権施策推進本部におきまして施策の検討を進めるなどいたしまして、児童生徒や地域の方々が、お互いに多様性を認め合い、人格と個性を尊重し合って、安心して過ごせる環境の整備に努めてまいります。

次に、教育課題に関し、まず、教員の確保についてでありますが、子どもたちのよりよい学びを実現していく上で、教員の確保が何より重要でありますことから、本年５月、道教委では、道教育大との連携により、北海道みらいの教員プロジェクトを開始したところでありまして、このプロジェクトにより、早い段階から教員を目指し、本道に愛着を持ち、教職への意欲が高い優れた教員の安定的、継続的な確保につなげてまいりたいと考えております。

また、今後、大学において教育庁の職員が、教職の魅力などについて学生に講義を行いますほか、高校生と道教育大の学生との交流の機会を確保するなど、地域の教員養成機能の強化に向け、より一層、道教育大との連携を強めながら、教員志願者の裾野の拡大を図り、教員確保の核となる施策の一つとして取り組んでまいります。

次に、学校における働き方改革についてでありますが、道教委では、これまで、アクション・プランに掲げる各般の取組を進めており、教員等の時間外在校等時間の状況につきましては一定の改善が見られるものの、年360時間以内の教員等の割合は、昨年度、小学校で約７割、中学校では約５割にとどまるなど、基準を達成するには至っておりませんことから、働き方改革の取組をより一層進める必要があるものと認識しております。

欠員は教員等の負担となっている状況も踏まえまして、欠員の生じている学校等を訪問し、課題等について聞き取りを行いますとともに、休職者等を見込んだ上での採用者の決定や、産休・育休代替教員の安定的確保のための加配定数を活用いたしました年度当初からの配置に努めますほか、期限付教員の早急な確保に向けまして、東京、大阪、福岡で開催される移住フェアへ出展するなど、様々な取組を講じることにより、欠員解消に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後３時11分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

沖田清志君。

○64番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をいたします。

知事の政治姿勢に関し、人口減少対策について、先ほどの答弁からは、これまで２期の鈴木知事による道政運営に係る検証や反省の弁が全くありませんでした。

安心で魅力あふれる北海道であれば、若年層や女性を中心に本道の定住を考えますし、喧騒の都会で現役を退き、第２の人生を過ごす場として、本道への移住を選択する方々も増えると思います。

しかし、現実は、最低賃金は全国加重平均に届かず、暖房費や光熱費などは高止まり、地域交通は充足されず、子育て環境の未整備や、道路や通信環境をはじめとしたインフラ整備の遅れなど、行政課題が山積しています。

こうした中、道や市町村の財政逼迫を背景とした諦め感の払拭、市町村との連携密度、広域行政の牽引力、現場発案の採用などに、反省点や課題が全くなかったと言い切れるのか、甚だ疑問です。

道政トップの知事として、道政実績をプラス評価するばかりでなく、いまだ解消されていない道政課題にも真摯に向き合い、現実的に行き届かないサービスの実態から目を背けることなく、実直に反省しながら、建設的かつ前向きに取り組んでいく姿勢も重要と考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、地域未来戦略についてです。

取組の財源として見込まれる地域未来基金の活用方法について、道は、制度の全体像を次の定例会に示すとのことです。

国の戦略産業クラスター計画に盛り込まれなかった食・観光分野については、雄大な自然と食料基地の役割を擁する本道にとって一丁目一番地の基幹産業であり、全道に波及効果をもたらす観点からも、今後、道などが策定する地域産業クラスター計画や地場産業成長プランに位置づけ、この基金を活用して、市町村事業の推進も含めた、幅広で効果的な施策をしっかり講ずるべきと考えますが、改めて所見を伺います。

次に、副首都指定の意義等についてです。

まず、本道が副首都に指定された場合、多極分散型経済圏の機能を有しますが、一方で、札幌一極集中が進んでしまう懸念もあります。

先ほどの答弁では不明瞭でしたので、地方への具体的効果やメリットをどのように捉えているのか、改めて所見を伺います。

また、知事は、副首都構想への名のりだけでなく、札幌市や大阪府との連携協力について、道議会や札幌市以外の市町村に対して、タイミングが多々あったにもかかわらず、十分な事前説明や相談が全くありませんでした。

これでは、新型コロナ感染拡大時に緊急事態宣言を発出したときや、道宿泊税や物価高騰対策などの重要政策において、議論が尽くされないまま見切り発車し、後に課題が発覚したことが過去に多くありましたが、それらを反省することもなく、今回、再び繰り返しており、知事の権限を何か勘違いしているのではないでしょうか。

連携協定が、市町村や道民に及ぼす影響、効果など、副首都に関わる事前説明や発信を、なぜ市町村や道民、道議会に対して行わないのか、なぜ相談や議論なしに担当大臣への要望などを独断専行で進めてきたのか、重要政策にもかかわらず、道民不在の状況を生んでいる理由や考えについて、改めて所見を伺います。

次に、機能連携等についてです。

まず、鈴木知事は、大阪府知事と連携協定を結びましたが、候補地に名のりを上げている県や市はほかにもあります。大阪以外と連携することでのメリットも考えられるわけで、仮に道へ申入れがあれば、他の候補地である県や市とも連携協定を締結する意思があるのか所見を伺うとともに、数ある候補地の中で、大阪府との連携協力を率先して選択した理由について、他の候補地との違いも含め、併せて伺います。

次に、既存施策との整合性等についてです。

今年も、熊本地震や能登の豪雨災害など、全国的に大規模災害が頻発し、防災機能の充実強化が不断に求められています。とりわけ、今年の11月に発足が見込まれる防災庁の地方拠点について、国に誘致を求める地域が全国で45団体以上に上り、そのうち、道府県レベルでは半数の23道府県が要望していることが明らかとなっています。

副首都構想との関連性も含めて、今後、北海道強靱化計画に基づくバックアップ拠点構想の事業実装や、防災庁の採択が具体的にどのように進み、道はどのように対応していくのか、スケジュール感も含め、改めて所見を伺います。

次に、夕張市への支援についてです。

先ほど、知事は、夕張市が自律に向けて円滑に移行できるよう支援すると答弁されましたが、夕張市は、長年にわたり厳しい財政再生の道を歩み、その状況も、財政再生計画期間が終了したからといって、すぐ改善するわけではありません。以前、鈴木知事は、その当事者であったにもかかわらず、随分冷たい答弁と感じました。

今後、道からの派遣なども縮小していくようですが、財政再生計画終了後も、夕張市を取り巻く環境は変わらず、例えば、今後、役場に何人の若者が採用を希望するのかなど、幾多の不安を抱えながら、まちの営みを精いっぱい維持していこうとする夕張市に対し、もっと温かい目線で見守ってあげるべきであることについて、指摘をしておきます。

次に、行財政運営に関し、地域振興の推進についてです。

地域振興策を進める上で、地域づくり総合交付金は重要な事業財源ですが、その効果や検証を道側でどのように捉えているのか、判然としません。市町村要望などに応じ、地域課題に対して最大限効果を発揮する制度でなければなりませんが、要望や課題に対する事業の充足度をどのように捉えているのか、伺います。

また、期成会要望などを見ても、医療や福祉、地域交通など、まちの営みに資する課題が大きいと認識していますが、道は、地域振興策の目玉として、地域未来戦略に基づき、エネルギーや食といった本道の強みを生かした産業振興や人材集積に力点を置いているように感じます。

地方の行く末を考えると、福祉や交通などにも複合的な効果がつながるよう、広く事業連携や効果検証を進める必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、カスハラ対策についてです。

７月31日の総務省通知や、10月１日施行の改正労働施策総合推進法など、カスハラ対策への取組が社会的に、順次、強化、実装されています。

例として、名札や職員証、ＩＤカードの顔写真なし、名字のみ、平仮名やイニシャル表記の採用など、労働者保護の観点でカスハラ防止措置を講ずることが義務化されていますが、国や都道府県、市町村における既定の要綱やマニュアル等においても対応基準や対処方法にばらつきがあり、カスハラの定義や解釈も画一的ではありません。

道の職場対応として、何を基準に指針等を整理し、実際、７月に総務省から示されたマニュアル作成のポイント集などとしっかり照らし合わせたのか、対策に抜け落ちがないのかなど、改め

て所見を伺います。

また、感情的な表現と威迫行為の境界も現場では瞬時に判断しにくく、正当な苦情が封じられる懸念や、事業者側がカスハラを盾に正当なクレーム対応を避ける口実とするなど、適用判断が困難で混乱を招くおそれも指摘されています。

そこで、道庁職場のカスハラ対策に当たり、職員の安全を守ることはもとより、カスハラと断定するに至る公平で公正な判断と対応をどのように講じているのか、併せて伺います。

次に、病院の再編統合についてです。

言うまでもなく、医療は地域にとって必要不可欠な生活インフラです。

再編統合ありきではなく、今、地域で医療を受診している方々に対する医療提供体制の確保も含めて、地域における様々な影響を考慮した検討が行われるべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

また、地域で安心の医療を受け続けるためには、コミュニティーバスやデマンドタクシーなど通院の移動手段の確保や、通院助成のほか、訪問診療、医療機能の役割分担や、オンライン診療を含む医療ＭａａＳなどの仕組みについても並行して対策していく必要があると考えますが、併せて伺います。

次に、インフラの老朽化対策についてです。

先ほどの答弁では、老朽化を見据えた適切なメンテナンスに向け、国に必要な予算を求めて効率的かつ効果的な維持管理が重要とのことでした。

しかし、先般、９月５日に、浦河町の道道746号線高見西舎線で、土砂崩れにより路面崩壊が発生するなど、危機管理が問われる事案が発生しています。崩壊の２日前から74ミリの降雨があったものの、原因解明には時間が必要なようですが、インフラ施設が壊れる主な要因として、経年劣化や荷重などの外力に対して十分な維持管理が行われず、これに設計・施工不備や人材・予算不足が重なることで、破損や崩壊リスクが高まります。

知事の最大の責務は、道民の命と暮らしを守り、安心、安全を提供することです。

インフラ施設の不備や劣化に起因する危険から道民を守るためにも、政府の対応を待つことなく、放置せずに維持管理や更新措置を講じるべきと考えます。

必要な財源確保も含めて、老朽化対策を適正に進めるよう求め、指摘といたします。

次に、ＩＲについてです。

このたび示された新たな基本的な考え方は、本来、７年ほど前に最初の誘致表明を行う際に検討していなければならない内容ばかりで、今さら何を言っているのかと言える内容であり、単に判断を引き延ばし、先送りするものにほかなりません。

認定申請の判断について、北海道の可能性を着実に追求するとの答弁にとどまっていますが、申請時期が迫る中、いつまでも検討を続けることはできません。

知事は、交通政策をはじめとする各政策との整合性や事業性、道民理解など、いつまでに、どのような条件が整えば認定申請に進めるものと判断するのか、逆に、条件が整わなければ申請を

見送るという判断も含め、具体的な判断時期と判断基準を明らかにすべきであり、できないのであれば、その理由だけでも明らかにすべきと考えますが、所見を伺います。

また、現実問題として、基本構想策定から事業者選定など、申請までのプロセスを考えれば、既に決定している国への申請期間には到底間に合わないと考えますが、併せて伺います。

次に、泊原発の再稼働における安全対策についてです。

先ほど、知事は、北電に安全対策の徹底を申し入れていた中での今回の死亡事故を、遺憾であると述べました。遺憾とは、事象に対する評価であり、人の命が失われたことに対して用いる言葉としては不適切ではないのか、率直に理解に苦しみます。

また、知事は、この間、国の規制責任と事業者の保安責任という枠組みで安全を確保すると繰り返し述べていますが、原子力安全と労働安全を完全に切り分けて考えることはできませんし、知事が道民の安全をほかの機関に委ねてしまうことに違和感を覚えます。

事業者に、不断の努力を継続していただきたいとして安全対策を求めるだけではなく、北電に安全体制の独自点検を求め、内容を道民や議会に公表するとともに、道がしっかり検証すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

あわせて、今後の防潮堤工事の再開については、道として深く関与していくことを求めますが、知事の所見を伺います。

次に、再稼働後の電気料金についてです。

再稼働への各種認可や検査、原子炉の起動、調整運転、営業運転を経た上で、さらに料金改定の手続が必要であり、各家庭の料金に反映されるまでには相当の期間を要します。

現在は、入り口となる工事計画の認可段階ですが、今月３日の追加審査会合では、防火設備をめぐり議論が紛糾し、終了時期も見通せない状況です。

その一方で、これまで、泊原発の安全対策等に投じられた費用の一部は既に電気料金に原価算入されているものと認識しており、道民は、値下げのはるか手前から再稼働の費用を負担し続けています。

そこで、値下げが実際に反映されるまでの間、道民の電気料金負担を軽減するため、知事として具体的な施策を講ずる考えがあるのか、改めて知事の所見を伺います。

また、北電に対し、聖域を設けない経営効率化を求めると述べられましたが、道民が知りたいのは、事業者に何を求めるかではなく、再稼働に同意した知事として道民に何をするかであると考えます。

値下げまでに相当の期間を要する中、北電からの現況報告を広範な道民各層へ説明するべきと考えますが、併せて伺います。

次に、バス運転手の確保についてです。

相応の補助金や免許費用助成など、直接的な対策はもちろん必要ですが、バス会社の経営状況が安定かつ良好で、利用者も多く、路線の縮小や廃止が見込まれない社会的環境が、運転手の採用希望者を増やし、中途退職の抑制にもつながると考えます。

例えば、温暖化対策への寄与など、地域公共交通としてのバスの役割やメリットを広く発信したり、町内会や学校単位での出前講座などでバス運転手の仕事をＰＲしたりするなど、より幅広な対策を検討すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、ＪＲ北海道の路線維持についてです。

先ほど、知事は、ＪＲ黄線区の路線存続に関わり、ＪＲ北海道に対し、地域との協議に臨むため、これまでの検討状況や今後に向けた方向性を早急に示すことを求めると、一歩踏み込んだ答弁をされました。

道民の皆様も路線維持に向けた知事の動向に注目していることから、記者会見等で意思表明するだけではなく、ＪＲ北海道にそのことを直接申し入れるなど、具体的に行動を起こすべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、アメリカ産生食用バレイショの水際対策についてです。

先ほど、知事は、本道のバレイショ生産に悪影響を与える病害虫の侵入はあってはならないと答弁しましたが、今後、農林水産省において、病害虫リスク評価を踏まえた検討や、輸入検疫措置の見直しに向けた手続が進められます。

こうした検討に対し、本道としての意見を公式な場で国に伝える必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

また、アメリカ産生食用バレイショについては、断固として受け入れないという姿勢を明確にするため、道独自の規制を設けることについて、条例化の検討を改めて求めますが、併せて伺います。

次に、性的マイノリティーに関する諸課題です。

国の基本計画には、地域や家庭における広報・啓発活動の一層の推進を図る、中小企業を含め、事業主や労働者のＳＯＧＩの多様性に関する理解を増進するとあります。

こうした内容を踏まえ、道としても、早期に計画を立てて着実に成果が上がるよう取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、８月には、小・中・高校などで勤務する校長ら管理職の78.5％が、ＬＧＢＴＱ＋への理解を深めるための取組を校内で推進する必要があると考えているという調査が出ました。

校内研修や外部講師を招いた授業などで取扱いを推進するよう、これについては指摘をしておきます。

次に、北方領土返還要求運動についてです。

先ほどの答弁では、国に対して、外交交渉に取り組まれるよう強く要請とのことでしたが、道では、四島交流事業等の停止などを受けて、2022年３月と９月、在札幌ロシア連邦総領事館に対し、抗議を申し入れています。

今回のプーチン大統領による択捉島訪問など、度重なるロシア側の動きに対しては、何の行動も起こしていません。

しかしながら、元島民の皆さんの思いを受け止め、交流事業等の再開や、少しでも返還要求運

動を前に進めるためにも、知事自ら、在札幌ロシア連邦総領事館に赴いてはどうでしょうか。

ロシア側に対して抗議や要望を知事が直接伝えてしかるべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

最後に、教員の確保についてです。

先ほど、大学生への講義や、高校生と道教育大の学生との交流機会確保に取り組む旨の答弁がありました。高校生の段階から教員の仕事や魅力を知ってもらうことは意義のある取組ですが、現場では、日々の教材研究や授業準備、複雑化する生徒指導、保護者対応、移行が進まない部活動指導などによる多忙化が続き、若手職員の離職も課題となっています。

教員職の魅力だけではなく、厳しい勤務実態の現実も含めて、正しく理解してもらうことが重要と考えますが、今後、教職を正しく理解してもらうため、北海道教育大学とどのような連携を図っていく考えなのか、改めて教育長の所見を伺います。

以上、再々質問を留保し、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）沖田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢等に関し、まず、道政運営に対する考え方についてでありますが、これまで、道民の皆様や道議会の皆様とともに重点的に取り組んできた、エネルギー、デジタル、食といった分野での多くの挑戦が、全道各地で着実に具現化している一方、少子・高齢化が進み、道外への転出超過が続く中、物価高騰や、産業の担い手不足への対応、持続可能な行政サービスの確保など、地域の皆様の暮らしや経済は、なお多くの課題に直面しているものと認識しています。

私としては、こうした現状を直視し、今後とも、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、それぞれの地域の実情を丁寧に把握し、市町村など多様な主体の皆様とも連携しながら、人口減少をはじめとする様々な課題と向き合い、道民の皆様が安心して暮らし続けられる北海道の実現に取り組んでまいります。

次に、地域未来戦略についてでありますが、食・観光分野については、本道経済を支える基幹産業であるため、道としては、地域が主体となって取り組む地場産業成長プラン等を策定することとし、その効果が全道へ波及するよう、道内各地域の特性を踏まえた産業振興などの取組を着実に推進することにより、地域経済の活性化につなげてまいります。

なお、地域未来基金については、３分野の戦略産業クラスター計画の全道への波及をはじめ、地域未来戦略に資する道の取組や市町村への支援に活用することを想定しており、制度の全体像を次の定例会までにお示しいたします。

次に、副首都についてでありますが、法律上、副首都の指定区域は道府県であり、国の機関等の機能強化や、交通施設の整備や民間投資促進策など、国において、必要な法制上、財政上または税制上の措置を講ずるとされていることから、こうした施策により、道民の皆様の命や暮らしを守ることにつながるとともに、北海道全体が経済圏の一つとして重要性が高まることで、本道

経済の活性化と道民の皆様の豊かさにつながるものと考えています。

一方で、指定要件は10月末までに政令で示され、必要な地方行政体制の要件は政令市と道府県の連携協約等が想定されていることから、道としては、札幌市と協議し、まずは、北海道を含む複数が対象となるよう担当大臣に要望したほか、大阪府とは、共にバックアップ体制などを検討することを合意したところであります。

道議会議員の皆様には、こうした取組について、その都度、状況を御報告するとともに、さきの常任委員会において御説明させていただき、また、市長会や町村会、市町村、関係団体の方々への情報提供や道民の皆様への周知を行ってきたところでありますが、今後とも、継続的に様々な機会を通じ、丁寧な情報提供に努めてまいります。

次に、大阪府との連携についてでありますが、大阪府と北海道は、東京圏との同時被災リスクが低いことなど、災害時に首都中枢機能を補完、代替する適性があり、経済分野においても、異なる強みを発揮し、相互に連携することで多極分散型の経済圏をそれぞれ形成し、国の成長と両地域の活性化につなげることが期待されます。

こうした中、大阪府とは、府知事が来道する機会を受けて、双方協議の上、いつ起きるか分からない災害に備えた機能や体制の検討と、互いの強みを生かした経済連携に取り組むこととし、協定を締結したところであります。

なお、道としては、今後、相互に連携できる分野があり、必要性や機会があれば、そうした地域との連携も検討してまいります。

次に、今後の対応についてでありますが、道では、これまで、バックアップ拠点構想とその趣旨を引き継いだ北海道強靱化計画や、防災庁の誘致について、継続して国等に要望してきており、先日も、国土強靱化や防災庁を担当する大臣に対して、地震・津波対策や食の安全保障の強化、さらには防災機能の充実などについて要望を行ったところであります。

今後とも、副首都法との整合を図りながら、国の政策動向を踏まえ、適切なタイミングで必要な働きかけを行ってまいります。

次に、行財政運営に関し、まず、地域づくり総合交付金についてでありますが、道では、連携地域別政策展開方針に基づく地域の重点プロジェクトをはじめ、市町村等からの要望に応じ、地域づくり総合交付金により、きめ細かに支援を行っているところであります。

その取組内容は、地場産業の振興のほか、デマンド交通の導入、社会福祉施設の整備等、暮らしの安全、安心の確保、さらには、高校の魅力化といった若者の皆様の定着に向けた取組など、地域における多様なニーズに対応しており、引き続き、市町村等が参画する地域づくり連携会議において、振興局独自事業などと併せて、その進捗状況を共有しながら、事業の相乗効果を発揮させるよう、地域が一体となって取り組んでまいります。

次に、職員のカスタマーハラスメント対策についてでありますが、道では、カスハラ防止条例等の制定を踏まえ、職員向けにガイドラインやマニュアルを整備しているところであり、今般の法改正や総務省の通知などを踏まえ、条例、指針はもとより、ガイドライン等の規定についても

適切に対応してまいります。

また、ガイドライン等においては、カスハラの定義や判断基準のほか、相談窓口の設置、組織的な対応などを定めているところであり、今後とも、職員への周知や研修の実施を通じて、カスハラ対策に関する理解促進に努めてまいります。

次に、地域医療の確保についてでありますが、広域分散で医療資源が偏在する本道においては、限りある資源を有効に活用しながら、効率的で質の高い医療提供体制を確保していくことが重要であります。

このため、道としては、今後、地域医療構想の策定を進める中で、医療機関の役割分担や連携の在り方を検討するとともに、遠隔医療や在宅医療の推進など、医療機関へのアクセス確保といった観点も含め、市町村にも参画いただく地域医療構想調整会議において協議を行うほか、必要に応じ、地域の方々からも丁寧に意見を伺いながら、誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、将来を見据えた医療提供体制の構築に取り組む地域への支援を行ってまいります。

次に、ＩＲに関する今後の対応についてでありますが、道としては、基本的な考え方の改訂を通じて、候補地の特定や事業性、社会的影響対策の実効性など、明らかにした課題について、次の段階となる基本構想に向け検討を進め、課題解決に道筋をつけていけるよう取り組むことで、北海道ＩＲの可能性を追求していくことが何より重要と考えており、その上で適切に対応してまいります。

次に、泊発電所の安全対策についてでありますが、北電では、今回の死亡事故に関し、その原因と再発防止対策について、警察及び労働基準監督署に報告するとともに、ホームページで公表し、本日13時から工事を再開したと承知しています。

また、道においても、この間、立入調査を行い、事故の内容や再発防止対策の実施状況について確認しているところであります。

道としては、引き続き、地域住民の皆様の安全確保等を図るため、北電と締結している安全協定に基づき、立入調査など必要な対応を実施してまいります。

次に、電気料金の値下げについてでありますが、エネルギー価格が高騰している中、国では、全国において、本年７月から９月の電気・ガス料金の負担軽減を図るための支援を行っており、道においても、国の重点支援地方交付金を活用し、国の支援対象外となる特別高圧電力の利用者支援を行っています。

私としては、泊発電所の再稼働に伴う電気料金値下げに関しては、事業者である北電が、道民の皆様に対し、丁寧な説明を行うとともに、道民負担のさらなる低減に向け、聖域を設けない経営効率化に取り組むなど、最大限の企業努力を行い、その成果についてできるだけ早く還元できるよう求めてきたところであります。

こうした中、北電は、再稼働後、電気料金値下げまでの間、ポイント還元キャンペーンを実施することについて検討しているものと承知しています。

次に、地域公共交通の維持確保に関し、まず、運転手確保への対応についてでありますが、道

では、多くの事業者の方々が人材不足の状況にあることを踏まえ、就職相談会の開催や、移住施策と連携したプロモーションはもとより、若年者の皆様などを対象としたＰＲ活動、様々な広報媒体を活用した運転手の魅力発信等に取り組むなど、引き続き、事業者をはじめ、地域の関係者の方々と一層連携協力しながら運転手確保に取り組んでまいります。

次に、ＪＲの黄線区についてでありますが、道としては、ＪＲに対し、地域との協議に臨むため、これまでの検討状況や、今後に向けた方向性を早急に示すことを求めており、地域の協議や抜本的な改善方策の取りまとめに向けては、これまで以上に国との連携を密に図りながら、ＪＲ、沿線自治体の方々とともに、幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

次に、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、国は、科学的根拠に基づき相手国と協議を行うというＷＴＯのルールに従い、米国との検疫協議を行っていると承知しており、今般、病害虫のリスク評価が終了し、今後、病害虫の侵入を防止するリスク管理措置について協議が行われることとされています。

道としては、検疫協議の動向を注視するとともに、バレイショ生産に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならないと考えており、国に対して厳格な対応を求めてまいります。

次に、性的マイノリティーに関する取組についてでありますが、道では、ＳＯＧＩを理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現することが重要との考えの下、これまで、性の多様性について、道民の皆様に理解を深めていただくための取組を進めてきました。

今般策定された基本計画において、国、地方公共団体、事業主の皆様等が講ずべき施策の基本的な方向性が示されたことから、道としては、計画の考え方に基づき、今後の国の取組や説明会といった動きを踏まえながら、庁内横断的に必要な施策の検討を進め、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、北方領土返還要求運動等に関し、ロシアへの申入れについてでありますが、このたびのプーチン大統領の択捉島訪問については、日本政府からロシアに対して、北方領土を訪問しないよう、累次の申入れを行ってきたにもかかわらず、実施されたものであります。

このため、外務大臣が駐日ロシア大使を招致して強く抗議し、また、ロシアに対する今後の対応の在り方について、日本の国益にとって何が必要かという点を総合的に勘案しながら、政府において適時適切に検討していくこととしていると承知をしています。

私としては、北方領土の早期返還に向け、強い意志を持って外交交渉に取り組まれるよう、国に対して強く求めたところでありますが、今後とも、様々な機会を捉え、国へ要請してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）沖田議員の再質問にお答えいたします。

教員の確保に関し、道教育大との連携についてでありますが、本道における教員の育成に当た

りましては、教職の魅力ややりがいをはじめ、本道教育の特色や、学校現場の実情を踏まえた働きやすい職場環境づくりの取組などについて、学生に理解していただくことが重要でございます。

このため、道教育大との連携に当たりましては、地域の特色ある教育活動や、本道における教員配置の状況、働き方改革の取組の進捗状況などについても共有いたしますとともに、学生が、日常の学校現場の様子を見学する機会や、教員と意見交換する機会の確保について検討するなど、このみらいの教員プロジェクトが、教員確保に向けて効果的な施策となるよう、大学と連携しながら取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　沖田清志君。

○64番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再々質問をいたします。

初めに、人口減少対策についてです。

鈴木知事は、１期目就任時の記者会見で、人口減少対策は一日たりとも停滞が許されない重要な課題と述べています。しかし、それから７年以上の年月が過ぎ、その間、地方は急速に過疎化が進んでいます。

残り任期が半年となる中、知事がこれまで掲げてきた人口減少対策の主要施策や関連公約の成果と評価について、改めて、達成目標や評価基準と併せて具体的に伺います。

また、今必要なのは、将来、消滅市町村を少しでも減らそうとする、夕張市長も担った道政トップとしての意気込みと努力姿勢ではないでしょうか。

しかし、人口減少対策について、知事は、先ほどから、鈴木道政には反省すべきところがないとの答弁を繰り返しているように聞こえますが、仮に成果が出ていない施策や公約があるのであれば、真摯に検証、反省し、見直すべきところは見直す姿勢が大切だと考えます。

ただ、このことについては、知事に反省点を追及しても、成果を強調した、紙を読む機械的な答弁が繰り返されるだけだと思いますので、強く指摘といたします。

次に、地域未来戦略についてです。

戦略の推進に当たっては、新たに設置する地域未来基金も活用しながら、国の計画に盛り込まれなかった食・観光分野も含め、全道に効果が波及する取組を展開すべきとただしましたが、先ほどの答弁からは具体的な内容が全くイメージできません。

半導体のように、恩恵が果たして我がまちにも及ぶのか、確信が持てない地域もあるような取組だけではなく、それぞれの地域が元気になることで道全体の活力につながるような取組を進めることも重要と考えます。

そもそも、宇宙産業や半導体、洋上風力は、普通交付税を活用した地域戦略としてではなく、国庫財源による国策で進めるべきではないでしょうか。

道民はもとより、取組を検討していく市町村に対しても、具体的にどんな取組でどのように効果の全道波及を目指すのか、道の考え方を早急に示すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺

います。

次に、副首都構想への対応についてです。

鈴木知事は、副首都構想に名のりを上げ、大阪府や札幌市との連携を表明しましたが、副首都法を道州制の先駆けとして捉えると、札幌市が道から独立する特別市構想などは、まさに日本の地方行政体制を組み替える構造改革の第一歩です。

その点で言えば、本道には、地方分権に関わり、北海道道州制特別区域推進条例があり、令和12年度までの道州制特別区域計画が進行中です。このことからも、道州制の先導的旗振り役は、国ではなく、道が担うべきではないかと考えます。

関連して、ほかにも、地方分権の推進に資する北海道行政基本条例や北海道地域振興条例など自治関連条例も多く存在し、副首都構想の推進に伴い、見直しや改正の整理も必要と考えますが、関係する審議会や附属機関も多い中、今後どのように分権議論を進めようとしているのか、また、道州制特区との整合性やその推進も含めて、副首都構想の先にある地方自治の在り方について、知事の所見を伺います。

次に、カスハラ対策についてです。

改正労働施策総合推進法の施行後は、カスハラ対策が全ての事業主の法的義務となり、道の職場においても、カスハラ問題の研修実施等の責務が生じるだけではなく、職員側にも関心と理解を深めて、道が実施する措置に協力する責務が課されます。また、カスハラの相談窓口として、外部相談機関のＥＡＰ――従業員支援プログラムなどの活用が推奨されています。

本道では、昨年４月からカスハラ防止条例を施行し、既に先進的に取り組んでいますが、カスハラに係る職員研修の開催状況や外部相談の実態について伺うとともに、再発防止のために知事はどのように取り組むのか、改めて知事の所見を伺います。

また、先ほどグレーゾーンの対応策について伺いましたが、人権擁護の観点で、知事は、精神疾患や障がいのある方の強い言動に対し、どのような体制で、どのように合理的配慮を行うのか、併せて伺います。

次に、ＩＲについてです。

先ほどの答弁でも、申請の判断基準と時期について、明確な答弁がなかったわけですが、今後のスケジュールを一切示さないのは、やる気のない証拠にほかなりません。

道民理解の一つとして、市町村への意向調査でも、誘致に関心があるのは函館市、苫小牧市の２市のみであり、ほとんどの自治体が関心を示していないことは、道内全体がこのＩＲに期待しているものではなく、誘致する意義がないことの表れではないでしょうか。

その中で、知事が本気で北海道にＩＲ誘致を目指すのであれば、国への申請までには様々なプロセスを経て進めていくわけですから、申請期間が決まっている以上、最低限、いつ頃をめどに判断しようとしているのか、今の時点で明らかにすべきです。知事の明確な答弁を求めます。

次に、泊原発の再稼働における安全対策についてです。

知事は、地域住民の安全確保等を図るため、北電と締結している安全協定に基づき、必要な対

応を実施する旨を述べられました。

道としても、防潮堤工事の再開時はもとより、泊発電所３号機の再稼働前に、知事は、北電から安全管理体制について報告を受け、その内容を道民に公表するなど、道民の安全に責任を負う姿勢を明確にすべきと考えますが、改めて所見を伺います。

次に、米国産生食用バレイショの水際対策についてです。

知事は、国に対して厳格な対応を求める旨の答弁を繰り返していますが、私が伺っているのは、国が何をするかではなく、バレイショ生産の96％を担う本道において、知事が主体性を持って何をするかということです。

需給や通商交渉を理由に輸入解禁へ動くのであれば、それは、もはや、植物検疫ではなく、通商交渉上の措置ではないかと考えますが、知事はどのように受け止めているのでしょうか。

改めて、道独自の規制を設けて条例制定を行い、知事自らが先頭に立って、本道のバレイショ生産と世界に誇る北海道の食を守っていく決意を示すべきと考えますが、所見を伺います。

最後に、性的マイノリティーに関する諸課題です。

性的マイノリティーに対する道民の理解、啓発についての計画の策定を求めましたが、先ほどの答弁では、残念ながら、前向きな言及がありませんでした。

これまでも、人権施策推進本部で取り組んできていることは承知していますが、それでもまだ地域や職場での啓発は限定的で、否定的な態度や発言はなくなりません。

2016年第２回定例会で、当時の環境生活部長は、北海道人権施策推進基本方針において、性的マイノリティーの方々についても重要課題の一つとして位置づけ、人権教育や啓発に取り組んできたと答弁しています。

それから10年、道民に理解を深めていただくための取組をしてきたことと思いますが、当事者の方々にとって暮らしやすい環境になったと考えているのか、知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）沖田議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢等に関し、まず、人口減少への対応などについてでありますが、人口減少対策や公約に掲げた政策については、総合計画や総合戦略により、一体的に取り組むこととし、その取組状況については、政策の目標設定や、進捗管理を行う政策評価を通じて行っており、現状、約８割の施策で順調及びおおむね順調となっておりますが、人口減少などを背景に、医療、福祉、生活交通の確保、産業の担い手不足への対応など、なお様々な課題に直面をしております。

私としては、今後とも、道民の皆様や市町村、地域の方々の声を丁寧に把握しながら、地域の実情に正面から向き合い、道民の皆様が安心して暮らし続けられる北海道の実現に取り組んでまいります。

次に、地域未来戦略についてでありますが、国では、北海道における戦略産業クラスターとし

て、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の全国最多となる三つの分野で計画を策定し、主体的に取り組むこととし、今後は、道が策定する食と観光を加えた四つの分野において、北海道の地域未来戦略を推進することとしています。

道としては、国や関係機関と連携し、道内各地域の特性を踏まえた企業誘致や産業振興などの取組を着実に推進し、地域未来戦略の効果が全道に波及するよう取り組んでまいります。

次に、副首都構想と自治の在り方についてでありますが、このたび成立した副首都法の基本理念では、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたり、人口及び国家社会機能が分散的に配置されるよう施策を推進するとしており、東京一極ではない、地域の個性や強みを生かした分散型経済圏の形成が期待されています。

副首都法については、今後、指定要件や様々な施策内容が政令等で明らかにされますが、道州制の基本的な考え方とも方向性は合致しており、道としては、こうした制度全体を注視し、道の関連施策の整合性にも留意しながら、分権型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、職員のカスタマーハラスメント対策についてでありますが、道では、カスハラ対策やクレーム対応に係る職員研修を実施し、カスハラへの適切な対応方法等について職員の理解を深めているとともに、職員からのカスハラに係る相談について庁内窓口で相談を受け付けており、これまで12件の相談があったところでございます。

また、障がいのある方などの利益の擁護については、道の指針において定められており、道としては、今般の法改正や総務省の通知等を踏まえつつ、条例、指針はもとより、ガイドラインなどの規定に基づき、適切に対応してまいります。

次に、ＩＲに関する今後の対応についてでありますが、道としては、まずは、国に対し、北海道の特性を生かしたＩＲの実現に向け、要望を行うとともに、次の段階となる基本構想に向け検討を進め、道民の皆様の理解を促進しながら、北海道ＩＲの可能性を追求していくことが何より重要と考えており、その上で適切に対応してまいります。

次に、泊発電所の安全対策についてでありますが、原子力発電所の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの下で行われており、泊発電所３号機の再稼働に向けては、原子力規制委員会が、設計及び工事計画や技術基準との適合性を確認する使用前確認を経ることとされています。

私としては、原発は何よりも安全性の確保が大前提であると考えており、引き続き、地域住民の安全等を図るため、北電と締結している安全協定に基づき、必要な対応を実施してまいります。

次に、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、道としては、国は、ＷＴＯのルールに従い、米国との検疫協議を行っていると承知しており、バレイショ生産に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならないと考えており、国に対し、厳格な対応を求めてまいります。

最後に、性的マイノリティーに関する取組についてでありますが、道では、平成15年に策定し

た人権施策推進基本方針において、性的マイノリティーの方々への対応を重点課題の一つに位置づけ、これまで、関係機関と連携しながら、フォーラムの開催や動画配信など、多様な手法を用いて、理解促進に向けた啓発活動に取り組んできました。

当事者の方々が暮らしやすい環境を実現していくためには、このたびの国の基本計画の策定も踏まえ、これまで以上に、家庭、地域、職場等における理解を広げ、相談体制を充実させていくことが重要と認識しており、今後の国の動きを踏まえながら、関係機関との役割分担の下、必要な施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　沖田清志君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

９月11日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時12分散会